

午前十時零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○二十五番（岩男三男君） 隣の二十四番議員から、「準備不足ですね」という声がありましたけれども、最初に、特別会計の浜田温泉から質問してまいりたいと思いますので、この予算の内容について説明をお願いします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

浜田温泉の補正予算の内容でございますけれども、老朽化した施設で、今回、解体をお願いする次第でございますが、その前段として、浜田温泉の重要性をかんがみ、図面・設計書等を保存するために委託料もあわせて計上させていただいております。（発言する者あり）

○二十五番（岩男三男君） 旧浜田温泉に対する質問でございます。

さて、この浜田温泉については老朽化がひどいということで、私も何度かこの議会の場で早期に解体すべきと、そしてまた地元自治会からも、危険家屋であるということで再三にわたって解体し、当初からこの場所は駐車場とするという地元の強い要望によって、この浜田温泉の特徴を生かしながら新浜田温泉を建設したものと理解しておりますが、これは、私も直接行って内部をつぶさに調査し、そして隣に住んでいる人からも、この家屋は危険であるので早く壊してほしい。また、それなりに研究をしている人たちも来て、この中に立ち入ることは危険ですよと、このような指摘もされております。そうした中で浜田温泉が建てて以来、今日まで解体が長引いてきたその主な原因は何なのか。そしてまた今回、この設計図を委託料として四百七十九万三千元、約五百万をかけて設計図として残そうとしておりますが、この設計図はどのような形で生かせるのか。今までもいろんな形で資料をつくってきました。消防署等におきまして、浜町出張所の消防にしても、高額な設計料をかけながら全く生かされなかった、このような事例もありますけれども、この設計図を残すということは、将来どこかにこのままの状態建てるとか、そういう形でこの約五百万円の金がむだにならない。きちっと市民に対してそのような説明ができるのか。果してそれだけ、建設以来八十数年だと思えますけれども、それほど設計図に残すだけの価値がある建物かどうか、その点も含めて答弁してください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

今まで旧浜田温泉の解体について、期間が延びたことにつきましては、いろいろと請願も出ました、議会でもるる論議いただきましたけれども、皆様方のはっきりした形の分にお答えする期間がなかったもので今まで延びたわけでございますけれども、今回、保全す

る歴史的建造物の選定にかかる会議の御意見をいただきまして、最終的に図面をつくって解体という形の分の結論が出ましたので、今回、補正で解体費と委託料を計上させていただいた次第でございます。

また、図面を残して今後どこかに建て直すかという御質問でございますが、施設の老朽化した温泉、また地域のことを考えながら、それは再建の図面を使った形の温泉を建てていきたいと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 助役か市長、本当ですか。この図面を使った形で温泉を建てていく計画があるのであれば、それはどこの場所にどうしようとしているのか。私は、むしろ……、まず助役の答弁から聞きましょう。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

関係図面の今回の作成でございますが、十五年九月二十二日に、この評価委員会からの報告書をいただきました。その中に、「復元する場合に備えて建築の詳細を明らかにした資料を残すべきである」、そういった特記事項を付して報告されたところでございます。こういった報告書を受けて市長の方で判断を最終的にされたわけでございますが、その前に、本件につきましては、さきに、十四年三月からこの問題について、浜田温泉の修復保存をするか否かの基準づくりを目的とした調査会を設置し、ここで四回ほどの委員会を開催いたしまして、中間報告を受けたところでございます。評価基準を定める中間報告を受け、十五年六月から建物の具体的な評価を行うための歴史的建造物の選定にかかわる会議を設置し、評価についての審議と具体的評価が行われ、六回の会議を経て、十五年九月二十二日に評価報告書が市長に提出されたところでございます。市長は、この評価報告書の答申を受けて、十五年十月七日に報告書の内容を踏まえ、旧浜田温泉の修復保存は、老朽化が著しく困難であると判断したところでございまして、しかし、市民の方々の文化財に対する思いにこたえるため、将来この建物を復元するという考えから、解体の際に関係図面を作成し保存した上で旧浜田温泉を復元したい、将来に復元したい、そういう考えを表明したところでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○二十五番（岩男三男君） 一応今の助役の答弁を了といたしますけれども、この解体費が上がっているということは、これは地元の要望にこたえたものであり、まさに老朽化が甚だしく、これを保存するためには莫大な費用がかかると思うのです。もしこの保存した場合の費用を算出しておれば、その金額を教えてほしい。これは、解体は結構です。今言ったように、この保存をするために設計図を残すということですが、果たしてこれが将来本当に生かされるのかどうか、これは非常に重要だと思うのです。もしこれが生かされなければ、この約五百万円は全く捨て金になってしまう。だから、この点きちっと当局においては、本当にこれが生かされるかどうかは、また今後も見ていきたいと思っておりますけれども、安土桃山城がコンピューターグラフィックによってテレビで内から外からいろんな形で報道もされていましてけれども、この、あなた方が提案しているから今さら考え

は変えないでしょうけれども、写真で残すとか、あるいは今言ったコンピューターグラフィック的なもので残すとか、いろんな形の保存というか、資料を残す考えはあるかと思うのですけれども、私は、これが、設計料がむだにならないように、この点だけ強く要望しておきます。

次の質問に入ります。

次に、湯けむりの展望所の予算が計上されていますが、この点について説明をお願いします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

湯けむり展望台の建設による経緯でございますが、別府の湯けむりが、「二十一世紀に残したい日本の風景」第二位になったということは議員皆様方も御承知と思いますが、それによりまして、今回、別府の貴重な観光資源を新たな観光スポットとしてPRすることで県内外からの誘客を図ることを目的として、湯けむり展望台建設のための予算を計上した次第でございます。

○二十五番（岩男三男君） できれば場所とか、どういう規模でどういう形でやるとか、そこらまで説明が欲しかったのですけれども、できますか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

場所につきましては、通称イトーピア、大観山でございますが、この中腹あたりに土地を公有財産として購入しまして、約五百二十五・三一平米ございまして、土地の鑑定評価手数料が十六万五千円、それから建設工事費が八百万円、それから土地購入費が二千八百万円というふうになっております。工事費につきましては、舗装工事、車どめの設置とか擬木ベンチ、案内板、ステージの工事、フェンスの設置、展望台の表示板、道路案内標識等を含めまして、建設費が八百万円でございます。

○二十五番（岩男三男君） これは前々から「残したい風景」の日本で富士山に次いで二番目、湯けむりでいけばまさに日本一のこの展望台。これはかねてより議会も要望してきたところでございますけれども、この具体化したことに対して、市長の提案に対して評価をいたします。

さて、この地域は私もよく通るのですけれども、きのうも現地、そしてけさも現地に行ってきました。けさ役所に来ましたら、こうした形でパーツというのですか、議会の机の上に丁寧に乗せていただいております。ありがとうございます。一つには、さくがありますけれども、きのう行って見たときに、ちょうどこのさくが、「さく」と言っているのですか、「フェンス」と言うのですか、目の高さぐらいで、もう少し深くてもいいな。こういう形でするのであれば、子供が、これは前々からのある分があるのですよ、新たに、先に言ったわけではありません、業者がつくったフェンスがあるのですけれども、それを生かされたようなパーツになっているわけですから、子供が立ったら、ちょうど手すり部分が目線になる、そういう部分がありますので、ここらの配慮をお願いします。

さて、場所的にもすばらしい場所なのですけれども、この展望台ができれば当然、案内板を設置する、このように聞いておりますけれども、ここに至る道。いろんなルートがあると思いますけれども、一つは、貴船城の下を通過して入る道。鉄輪方面から、あるいは柴石方面から来て、貴船城方面から入る道。そしてもう一つは、九州横断道路の、今タイヤや自動車部品を販売しているところから下におりて上平田、あるいは鉄輪東、桜ヶ丘も合流するということなのですけれども、この場所を通る以外にないのですけれども、この両方とも道路が狭く、車両の交通に非常に困難を来しております。現在も特に交通量が多い九州横断道路から上平田方面に抜けるこの道。これは今でも上下線はほとんど夕方になったらいっぱいになって人は歩けません。こうした展望台をつくれれば、車のみではなくして、やはり人の歩く散策コース、こうしたものも考えなければならぬと思います。この具体的に、すぐ隣に二十四番議員さんがおります、このもうまさに入り口部分にできるわけですが、歩道が白線でちょっと狭いかなという、全体的にもありますけれども、まずはこの二つの路線、これは非常に今危険です。これに湯けむり展望台の案内所を設置し、そしてここに行くようになると、交通量も当然ふえる。ふえなかったらつくる意味もないのですけれども、この交通の安全対策、特に歩行者の安全対策、これらに対して当局としてはどのようなお考えをお持ちですか。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

湯けむり展望所の位置につきましては、観光課長の方から答弁させていただきました。それに至るアクセスということでございます。今、議員御質問の中で、県道から貴船城の下、この道路は「妙診鉄輪線」と言いまして、十四年度で一応羽室台高校から大観山町入り口まで歩道設置の事業を終えています。引き続き大観山町入り口から県道に至る約三百五十メートル、これを同じような幅員、歩道設置しまして整備するという事で、十五年度は一応測量設計、今行っておりますが、十六年度からハード面の整備をしていきたい。これは国の補助事業で交通安全施設等整備事業を取り入れて整備するものでございます。

また、あわせましてもう一点の国道五百号、これは横断道路でございますが、これから湯の川、大観山町入り口までに至る道路の整備でございます。これもあわせまして国の補助事業、交通安全施設等整備事業の内諾を受けております。引き続きこれも十六年度に測量設計等にかかりまして、地権者の了解を得て用地買収し、二車線そしてまた歩道設置という計画を持っております。これが完成しますと、アクセスとして循環ができるのかなと考えております。

○二十五番（岩男三男君） ありがとうございます。きちっと考えをお持ちで、安心いたしました。

そうした中でこの湯の川のところの交差点、これは非常に危険度が高い。今までも多くの人から「何とかしてくれませんか」と。特に亀川から鉄輪方面に上がる車それから九州横断道路を左に曲がる車。左に曲がる車が、ほとんどが方向指示器を上げずに通る。非常

に危ない。私もここを何度か通りましたけれども、この部分の安全対策、これはぜひ警察とも協議をして、この部分も含めて安全対策を施していただきたい。この点を強く要望して、次の質問に入ります。

次に、今回、公共下水道の料金の値上げが提案されていますけれども、この点についてまず御説明をお願いします。

○下水道課長（酒井栄寿君） 下水道の使用料改定について、お答えいたします。

三点ほど改定理由を上げておりますので、その内容について御説明申し上げます。

一点目でございますが、増加する維持管理費に対応したい。普及率の増加に伴う汚水水量の増加と終末処理場の施設の老朽化に伴う維持管理費が増加しております。

二点目でございますが、累積赤字の解消と増加傾向にあります繰入金を抑制したい。本市の公共下水道事業は、特別会計は平成四年度から赤字会計となりまして、平成七年度には累積赤字が六億五千万円となっております。平成八年度に使用料の改定をしましたが、赤字解消まで至らず今日まで累積赤字が続いている状況でございます。改定しないで現行のまま推移しますと、十六年度以降も累積赤字は二億以上となりますので、さらに平成八年度以降は累積赤字は縮小してまいりましたが、一般会計からの繰り入れに頼るところが大きく、増加傾向にありましたので、また九月には財政再建宣言もされ、「財政再建推進本部」も設置されております。今後、繰り入れ増が市財政運営に及ぼす影響は大きくなりますので、繰り入れは抑制の方向で検討してまいりました。

三点目でございますが、赤字公営企業に対する地方債の軽減に対応したいということで、昭和五十七年自治省財務局長通知によりますと、実質赤字比率が一〇%を超える都市には起債制限をかけるという見解が示されております。本市は、この制限に該当するとして県から二度の指摘を受けております。経営健全化計画の策定の指示を受けておりますので、第一回目の十年度には、十二年度改定したいという案を報告してございます。したがって、十二年度は改定で終わりましたので、最後十三年度に変更の指示を受けまして、二度目の報告をいたしましたところ、十五年度には二五%改定をするという報告をして現在に至っております。この起債制限を受けますと、計画的な下水道事業の推進が困難となります。

以上の事項を勘案しまして検討してまいった結果、事務サイドといたしましては、御提案してあります一〇%の改定案ですべての課題がクリアするものと判断しております。

○二十五番（岩男三男君） 非常に難しい、判断が難しいのですけれども、今、累積赤字、施設の老朽化、そして起債の制約・制限を受けるといようなことで、今回一〇%値上げをするという提案ですけれども、前回、何%を、いつ値上げをしたのか。そして、こうした加入者のみが、まじめにつなぎ込んだ人たちに上げなければならない。またすぐ上げるというようにならないのか。この一〇%値上げすることによって黒字に転換できる時期はいつなのか、その点について答弁してください。

○下水道課長（酒井栄寿君） 前回の改定は、平成八年度に三四・八%行っております。

(「黒字解消はいつできるのですかと聞いている」と呼ぶ者あり)

○建設部長(亀岡丈人君) お答えいたします。

今、課長から三点ほど値上げの理由を御説明いたしました。下水道事業、これは多額な費用を投じている事業でございます。さりとて、この下水道事業を整備しなくては、文化的な生活ができないという大前提もございます。そういう中で、今後におきます施設整備、また改築工事等で多額な費用が要するという状況でございます。例えば中央浄化センター、海岸部にありますが、これが五十年三月に施設整備しております。これも三十年近くたちましてかなり老朽して今、平口で言いますと、だましだましの運転をしている状況でございます。この改築更新が年々三億程度をしなければ、下水の根幹であります処理施設がパンクするという状況もございます。また公共下水道というのは、受益の方が限られております。今五八・一%の整備率でございます。今、財源につきましては一般会計から繰り入れさせていただいておりますが、これとて制限がございます。また、受益を受ける方と受けない方というのがはっきりしているわけでございます。当然、受益を受けない方になりますと、一般会計からの繰り入れというのは抑えるべきというような意見もございますし、また下水道は特別会計でございます。一般会計からの繰り入れも限度がございます。それと、また先ほど三点目で課長が申しました、赤字地方公営に対する地方債の制限ということで、一〇%以上の赤字を超える団体については起債の制限をしますよという国からの通達もございます。もろもろ勘案いたしまして、本来であれば私ども、二五%ぐらいの値上げということを事務当局で考えておりましたが、近年の経済状況を考えたときに、そう皆さんに負担をかけるのは心苦しいということで、最低の一〇%の値上げをお願いするということでございます。

また、黒字ということでございますが、決してこれは黒字ではなくて、平成十八年からはその赤字を解消するというところで、黒字に転換するということではございませんで、もしその黒字、一〇%値上げしたことによって黒字と、ペイできるということになれば、その財源をもって施設整備、また、まだ今五八・一%でございますので、まだまだ全県、全国からして低うございます。その施設設備に鋭意努力していきたいと思っております。

○二十五番(岩男三男君) 十八年度は黒字にはならないけれども、ある程度赤字をペイできるというような答弁がありましたけれども、この公共下水道につきましては、使用料の徴収の一元化に対して議会で十数年来言い続けて、平成十三年から水道料金と一元化ができて徴収ができるようになりました。その後、一元化にして徴収率の向上はどのように……推移、上がったのか、どの程度これが上がったのか。それともう一つ、メリット、デメリットがあるかと思うのですけれども、これは当然水道料金と一元化ですから、もし滞納があれば水道をとめることもできる、このようになっていると思うのですけれども、この点を答弁してください。

○下水道課参事(油布文夫君) お答えをいたします。

水道事業との収納率の一元化の問題ですけれども、平成十三年度に実は徴収事務を水道と一元化いたしました。その一元化いたしましたことによります現年度分の徴収率が、大まかに言いますと九四％から九八％、約四ポイントの増加をいたしております。

それからもう一点、先ほどの御質問で平成八年度の改定率は何％かという御質問でございますけれども、三四・八％となっております。

それから、もう一点の質問でございますが、平成十八年度になりますと黒字に転換をいたしますけれども、黒字の転換幅を申し上げますと、約四千四百八十二万四千円の黒字... ..（「部長の答弁と違う」と呼ぶ者あり）失礼をいたしました、赤字ですね。（発言する者あり）どうも、今のを取り消させていただきます。

○建設部長（亀岡丈人君） 参事の答弁、大変申しわけありません。収支上は「黒」ということでございます。これは一般財源からの繰り入れを求めております。その関係でなるわけで、当然これが一〇％値上げしていただくことによって落ちつきますと、一般会計からの繰り入れは、繰り入れを少なくするという状況になります。

また、先ほどの答弁の中で収納率はどうかということでございます。重複するかと思いますが、九八・三％で、今十三年度から一元化することによって徴収率を上げております。以前は九四％、そういうことでございます。

メリット、デメリットにつきまして... ..（「もういい」と呼ぶ者あり）

○二十五番（岩男三男君） 部長と後ろの方の答弁が違うようですけれども、きちっと整理して答弁してもらわないと、聞いている方はどっちを聞いていいかわからん。この四ポイント徴収率が向上したということですが、ちょっと聞いておってください。いいですか。四ポイント徴収率が向上したということですが、一ポイント上がることによってその金額は幾らになるのか、そこでわかればちょっと教えてください。

○下水道課長（酒井栄寿君） 一ポイント上がることによりまして、一千万の増収となります。

○二十五番（岩男三男君） 大きいではないですか。四ポイント四千万ね。これはやはり水道局の協力があつたがゆえに、このような形になったわけです。

さて、この一〇％の値上げ。この不況の中で二五％上げたいところを一〇％に抑えたというけれども、決してこの加入している人たち、「受益者負担」という言葉ですけれども、この不況の中で大変に厳しい。好ましいことではないと思うのです。それはまた今後いろんな指摘があろうかと思えますけれども。

市長、私のもとに一通の手紙が来ています。簡潔に読ませてもらいますけれども、「ごぶさたいたしております。今回」――向こうが書いているからそのまま読みますけれども――「先生のお知恵をお借りできましたらと考えて、御一報いたしました。このたび、私どもの前面道路で公共下水道工事が行われており、それにあわせて私どもも接続工事を行いたく計画いたしました。御承知のように接続工事につきましては、別府市より貸付金制

度があり、利用しようと別府市の窓口にて働きかけましたが、現時点では予算の都合で締め切りをしているとのことであり、このままでは工事を途中で放棄し、来春四月ごろまで」――書いておるとおり――「待つか、自費で工事を終わらせるか、接続せずずっと放置するか、方法がまとまりません。別府市は、市民の経済的負担を少なく、融資制度を奨励する割には下水道課の対応は冷淡であると思われます。この件、先生のお力を拝借してできればと思っております。以上、よろしく願います」という、市長。で、担当参事、担当課長とお話をしまして、その方には新年度で予算化をしますということで、この人は気持ちよく接続をさせてもらいますということでしたけれども、この原因は何かというと、この貸付金の予算、これが非常に少ない。そのために、窓口に行ったときに「もう予算がなくて締め切っています」という、この一言によって、ここに書いておるとおり、人によっては永久につながりなくなる、一人の人の感情によって接続するかしらないかというのは、ちょっとした対応によって大きく違う。しかし職員としては、その窓口に来たときに予算がないのに「いいですよ」とは言えない。こうした、いわば未来永劫に接続をして使用料を払っていただく方々に対して融資制度があるわけですから、もしその時点で予算がなくなっていれば補正予算で上げるなり、今度十二月、申し込みが来たときに、今お金がなかったら、「新年度で対応します」とか、そこら辺の職員の対応も大事ですけれども、やはり財政課のそうした予算に対する要望に対して、これは必ず接続をしていかなければ、将来ともに環境問題を含めて非常に重要なことだと思いますので、財政課長が答弁するか、市長か助役、きちっと市民が窓口で嫌な思いをしないように。一回そこで嫌な思いをしたら、もう接続をしなくなる、こういうことがありますので、この点を十分配慮していただきたい。

もう一点。別府市は、公共下水道が大きく進んでおりますけれども、別府市の川は、源流となる水源がないために、非常に流れている川が少ない。したがって、さきの議会で我が党の十五番議員が指摘しましたけれども、市町村型の合併浄化槽、これも大いに奨励してもらいたいと思いますが、この点についても将来計画として頭の中に入れておいていただきたいと思います。

この融資制度について、答弁をお願いいたします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

貴重な御指摘をいただきまして、まことにありがとうございます。融資制度、貸付金の今後の補正予算の措置などにつきましては、十分担当課また財政課が、今後の年度の利用状況などを勘案して積極的な補正予算を組んで、市民の方々に不自由をかけないように措置してまいりたいと考えております。どうぞ、よろしく願います。

○二十五番（岩男三男君） そうした件を、きょう議場で話はしましたから、職員も聞いていますけれども、やはり職員が市民と対応するときにきちっと、職員もやっぱりこういうことを議場で言われると余りうれしくはないと思うのです。だから、そうした

部分をきちっと職員に対しても伝えて、そして下水道の普及に対して、より一層の努力をしていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

○十八番（後藤健介君） 私は、議第九十号と九十一号について質問をさせていただきたいと思います。

まず、議第九十号の市税条例の一部改正について。

内容としては、前納報奨金制度改正が提案されております。これの改正の理由について、お聞かせいただきたいと思います。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

この前納報奨金制度は、昭和二十五年の地方税法の改正に伴い創設されたものであります。当時、終戦後の社会的にも経済的にも不安定な時期、また住民の納税意欲が十分とは言えない状況の中、歳入の根幹であります税収の早期確保並びに市民の納税意欲の高揚を目的とするもので、別府市におきましては昭和二十九年五月に創設されております。しかしながら、当時と比べ社会情勢も安定した現在、収納機関も充実し、金融機関での窓口の納付が一般的となっており、また口座振替制度の普及等により市民の納税に対する意欲も当時と比べ向上しておりますし、創設当時の目的は達成されたと考えております。

また、さらにこの制度にはいわゆるサラリーマン、市民税の特別徴収納税者には適用されないという不公平感、さらに高額な納税者の資産保有者に多くの報奨金が交付され、比較的担税力の高い市民に有利という問題点などを抱えております。そしてまた、全国的にも廃止・縮小という自治体がふえており、別府市におきましても、制度の創設当時の目的が達成されたと考えられることや、制度上の不公平感の解消を図るために、段階的に前納報奨金制度を廃止させていただきたいということで、今回提案をさせていただきました。

○十八番（後藤健介君） 私は、実は三十八年間公務員の生活をしておって、ずっと源泉徴収出して、それで退職して要するに確定申告ですか、これになって県民税、市民税がぼんと来るものですから、一年目は大変慌ててお金を、税金を滞納しないようにするために大変苦労した苦い思いがあります。それ以来、前納報奨制度があるということを知りまして、一年前から少しずつ毎月積み立てして行って、そしてせめて三万でも四万でもこの前納の制度の恩恵を受けて、ああ、よかったとささやかな楽しみの一つでもあったわけです。そういうことで大変、これは今おっしゃったように納税の不公平とか、そういったこともあっておりますが、現実に市民税の普通徴収と特別徴収される人の割合、さらに前納している納税者の割合と納税額に占める割合は、大体実態はどうであるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○納税課長（梅木 武君） 平成十四年度決算ベースで、お答えします。市県民税の納税義務者の割合ですが、普通徴収が約四三・四％、そして特別徴収者は五六・六％となっております。今度は収入済み額の割合は、普通徴収が二九・一％、特別徴収が七〇・九％となっております。そして、では普通徴収の納税義務者のうちどのくらいの人が前納してい

るかという割合ですが、これは約三四％となっております。そしてまた、普通徴収で全期前納した金額が、市県民税全体の収入額のどのくらいを占めるかという割合ですが、約一三・九％となっております。次に固定資産税ですが、納税義務者の約六四％、収入額全体の五二％が前納となっております。

○十八番（後藤健介君） 今お聞きしまして、人員的にはほぼ同数ですね、普通納税とあれですか、特別。それから納税額では二対一というふうに普通納税の割、また普通納税の普通税の三割が前納されているということのようです。これに比べて固定資産税について見ますと、人員数についても納税額についても前納の割合が非常に高い。ここに一つの大きな意味があるのではなからうかな——これは最後に申し上げますが——私は感じております。

そこで、さらに三年間の今度経過措置を経て、最終的には廃止したいという今回の条例改正の趣旨のようでございますが、報奨金はどの程度減額されるのか、これについてお答え願いたいと思います。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

来年度以降各年度の課税額、いわゆる市県民税で言いますと所得額、そして固定資産税で言いますと課税額が不確定しております。そしてまた、どのくらいの方が前納するかというのがまた不確定ですので、これはあくまで十四年度ベースを推計させていただいたわけでございますが、十六年度から十八年度までの三年間の経過措置期間中につきましては、各年度とも市県民税は約八百万、固定資産税は約七千八百万、合わせて毎年度約八千六百万。廃止する十九年度におきましては、市県民税、固定合わせまして、十四年度並みの一億三千万弱程度になろうかと推計しております。

○十八番（後藤健介君） ちょっと今の質問に関連するのですが、市県民税では八百万ぐらいの報奨金下がってくる、固定資産税は七千八百万下がるというのですが、固定資産税の総額はどのくらいあるのですか。その中で、報奨金として幾ら使っておって七千八百万減額になるのだと。そのところを、ちょっと教えてください。ありますか、資料。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

十四年度におきまして市県民税の……（「固定資産税だけでいいです」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、固定資産税の前納報奨金は約一億二千万程度でございます。

○議長（清成宣明君） 固定資産税の総額は、何ぼあるのですか。

○納税課長（梅木 武君） 失礼しました。十四年度に固定資産税が納付された決算数字ですが、約七十九億八千四百万でございます。

○十八番（後藤健介君） 七十九億を納めていただくために、いろいろな報奨金ということで、約一億を報奨金として戻しておったと。それが、今回の措置で約七割ですかね、七千八百万ぐらいそれが少なくなるのだということですね。はい、わかりました。

次は、先ほど前納報奨金の見直し・廃止は全国的な傾向という答弁がありました。他市

の状況はどういうふうな状況でしょうか。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

全国の類似団体三十七団体に照会いたしました。回答のあった三十二市の状況につきまして報告いたします。廃止済みは二十五市、施行中が七市となっております。このうち施行中七市のうち四市が、廃止検討中という回答でありました。もうすでに廃止している二十五市の廃止年度は、平成十年度以前に廃止したところが十八市、十三年度、十四年度が各二市、十五年度から廃止が三市となっている状況です。

次に大分県内の状況でございますが、日田市が昭和六十一年度に、中津市が平成十一年度に、大分市が十五年度に廃止しております。残り七市が前納報奨制度を行っておりますが、このうち一市は廃止を検討している状況となっております。

○十八番（後藤健介君） 次は、前納報奨金制度を段階的に廃止するということではありますが、廃止した場合、前納が減って滞納がふえるのではないかとというような危惧もあるわけでございます。当局は、市税の収納率に与える影響についてどのように見積もっておるか、考えておられるのでしょうか。

○納税課長（梅木 武君） 前納報奨金を廃止した場合、市税に影響を及ぼすことについてどう考えておるのかという御質問ですが、平成十三年度に廃止した県外の二市及び中津市さん、県内一市に状況を確認しました。答えは、もともと全期前納する納税意欲の高い納税者なので、廃止により期別納付、一期、二期、三期、四期の期別納付に移行しても、最終的には納付という形になるので、収納率に及ぼす影響はほとんどなかったという状況でした。本市におきましても、一〇〇%影響がないとは言い切れませんが、廃止が収納率に及ぼす影響は余りないものと考えております。

○十八番（後藤健介君） 大体、今回の条例の改正についての収納率については、今説明いただいたとおりで、よくわかりました。

そこで、私はこういうちょっと考えといえますか、今頭の中にあるのですが、同じ税の中でも市民税、県民税、市県民税と、それから固定資産税ではちょっと性格が違うのかなと。この収納の、報奨金の減額も八百万円に対して七千八百万円とかなりけた数が多いわけですね。ということは、それだけ影響も大きいということですね、これを廃止していった場合。

そこで、別の観点からしますと、市県民税というのは、大体所得に対してかかってくるやつですね。そうでしょう、市県民税というのは所得に対してかかってくる。ところが、固定資産税というのは、これは払う人もおれば、私なんか生まれてこの方固定資産税は一回も払ったことがない。ということは資産を持たないということなわけです。ですから、持ってある人は当然払っておられる。ところが私みたいに持ってない人は払わないのだという、これは関係ないのです。固定資産については、所得については不公平感とか何とかいろいろあると思う。先に納めた人が少しでもあれをする。だから、経済的に余裕の

あるやつが、ますますいい目を見るのではないかという声もなきにしもあらず。ところが、固定資産税は、払わんでいい人と払わなければいけない人。この払う人は、特に別府の場合は第三次産業が多うございますので、旅館とか、それから小さな個人商店とか、そういうところであって、その固定資産から上がってくる収益といいますか、これは非常に私は幅が小さいのではないかと思うのですね。大量生産の工場等であれば、ある単位面積から上がってくる利益といいますか、大きいのですがね。別府の場合は、非常に小さな個人経営の、観光産業ですから、多いのだと。その人たちが、先祖伝来の固定資産を利用して生計を立てていって、その中から税金を納めていただいております。ですから、これについては、やはり少しでも企業努力をしてその中で、企業努力というのはやはり経費を少なくする。ということは、やり繰りしながらでも税金を前納して、そしてその中に少しでも経費を節約するという、そういう企業努力の一つの私はきっかけになるのではないかなというふうに思うわけです。ですから、固定資産税の前納制度を中止するということについて、いかがなものかなと。これはもう一遍考える必要があるのではないかというふうに私は無産者の一人として、公平な立場からこう考えます。

次に、ここに書いてありましたように、高額納税者がこの恩恵に浴して、比較的担税能力の弱いといいますか、そういう方との間に不均衡が出るのではないかというふうにお答えの中にあつたのですけれども、税の方からだけ考えると、やはり徴税とか納税は歴史的に見まして、これは市民権と表裏一体なのです。税金を納める人が市民権をもらっておった、ローマの昔から。ですから、それが表裏一体なのですから、同等の権利がある。納めなければいけない、そしてまたその反面、市民権というものをもらえるのだということです。ですから、これには公平・公正というのが大原則なのです。税の側だけ見ていると。ところが、もう一つの視点があるのです。我が国は、自由競争社会なのです。そこには自由競争社会で創意工夫を凝らして自分の企業活動といいますか、経済活動をするためには、経費削減というのが一つの企業経営の基本なのです。その二つの面から考えていったとき、自由競争社会、特に自由経済体制下における地域社会のいわゆる主体となる企業者の意欲とか活力を失うことになりはせんかな。そのことも私は考えるわけでございます。

そういうことで、この点について今度条例が改正されますので、また常任委員会等でこの近所も深く論議したいと思っておりますが、一応私はこの税から考えていったのと、それからこの別府という地域の活力、これをどう担保していくか。この二つの面から、特に固定資産税については考えたらどうかという一つの考えを述べておきます。

次は、議第九十一号納税貯蓄組合の奨励に関する条例の一部改正についてでございますが、納税貯蓄組合完納奨励金制度改正の理由についてお聞かせいただきたいと思っております。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

納税貯蓄組合の完納奨励金の制度についてでございますが、別府市におきましては、昭

和二十六年十一月、戦後の復興間もない時期におきまして、交通の便が悪い、金融機関が少ないなどの時代に税収の確実な確保、納め忘れと滞納を防ぐ目的で、完納促進を目的に創設された制度です。今、納税組合は、市民の納税意欲の向上や育成、また市税の納期内納付の推進を図るなど、別府市の税務行政に貢献していただいているところでありますが、交通機関の目覚ましい発達、金融機関窓口の増加、口座振替制度の普及など、当時と社会情勢が大きく変わってきておりまして、この中で納税組合数及び組合員数が、減少の一途をたどっております。これに伴って未加入の納期内納付者や、先ほど言いました市民税の特別徴収義務者が該当しないなど、不公平感などの問題も抱えております。全国的にも納税組合の見直しが行われている現状において、本市におきましても、前回昭和五十九年度の改正、交付率四％から二％以来、約二十年間が経過しようとしているこの制度を今回見直して、交付率の改正を行おうということで提案をさせていただいた次第でございます。

○十八番（後藤健介君） それでは、この納税組合の数、それから組合に加入されておる組合員数、それから納税組合を通じての納付金額についての状況についてお尋ねしたいと思います。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

市税の十四年度末現在の納税組合数は三百五十四組合、五千五百四十九人となっております。約十年前の平成五年度末と比較しますと、組合数ではマイナス六十二組合、約一四・九％、組合員数では千六百六十四人――マイナスですね――二三・一％の減少となっております。年々減少傾向が続いております。十四年度に納税組合を通じて納付されました金額は、市県民税が約二億六千万、固定資産税が約十三億七千二百万となっております。特別徴収を含む市県民税全体の収納済額の約四・七％、普通徴収収入済額の約一六％。ですから、市県民税全体の四・七％、そして納税組合の対象となっている普通徴収の約一六％、それから固定資産税全体の一七・二％という状況になっております。

○十八番（後藤健介君） 大体、実態はわかりました。

それでは、ここで完納奨励金の交付率を今回の提案では、二％から〇・八％へと引き下げることにより、どの程度減額されるのでしょうか。

○納税課長（梅木 武君） この完納奨励金制度は、納付された翌年に現実には納付されるものでございますけれども、十六年度分としては十七年度に交付されるものですが、各年度の組合数及び課税額が、先ほどと同様の理由で未確定でございますが、十四年度ベース、十五年度に交付したベースの推計になりますが、十六年度分以降につきましては、市県民税はマイナス約二百万円、固定資産税はマイナス約一千六百万円、合計一千八百万円程度の減額になるものと試算しております。

○十八番（後藤健介君） それでは、納税組合完納奨励金交付制度について、他市の状況はどんなふうな状況でございましょうか。

○納税課長（梅木 武君） お答えいたします。

全国の類似団体三十七団体のうち、先ほどの回答のあった三十二市ですが、廃止済みが二十六市、施行中が六市となっております。施行している六市のうち五市が廃止検討中という状況となっております。

次に、大分県内十市の状況ですが、大分市が十四年度から廃止しており、残り九市は施行中ではありますが、このうち一市は廃止を検討しているという状況でございます。

○十八番（後藤健介君） 納税貯蓄組合は、戦後の非常に経済が混乱し疲弊したときに大変大きな役割を果たされて、時代とともにその役割がだんだん薄らいできて、組合員数にしろだんだん少なくなってきたという状況でございました。これもまた裏の面から見て何を意味しておるかということ、やはり納税組合というのは、これは自治会ぐらいの単位でしょう、たぶん。どうなのですか。納税組合を組織しておる一つは、大体地域が中心なのですか、それともある業界なのでしょうか。それを。

○納税課長（梅木 武君） 傾向といたしましては、昔は地区単位が多かったのですが、最近につきましては職場とか、あといわゆる業界といったウエイトがふえていまして、自治会単位の地域内は減っているものではないかと考えております。

○十八番（後藤健介君） いずれにしても全体として減っておるのですがね、地域も大変大きな役割を占めておったわけですね、納税貯蓄組合の母体として。これがだんだん衰微していったということは、引きも直さず我が国のいわゆる地域社会におけるコミュニティーのきずながだんだん薄れてきた、これの裏返しでもあるわけなのですね。ですから、ここにもう一つの判断要素があるのかなと。ですから、せめて地域単位の納税組合はやっぱり残して、拡充していただくことによって、お互いに税金を一緒に納めていこう、そして自分たちの地域を自分たちで運営していくのだという意識を培う場にもなるのではなからうかなというふうに私は思うわけです。

もう一つは、今の税金でございますが、一時期非常に国民健康保険税ですか、これの納税率が非常に問題視されたこともありましたね、今から十何年か前に。今は大分上がってきておるということでございますが、この国民健康保険税の徴収を納税組合の方にもお願いするような、そういう制度はどうなのでしょう。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

先ほど来、納税課長の方から御説明いたしておりますが、国民健康保険税につきましても、納税組合を組織いたしております。その中で同様に年々減少傾向になっております。また、議員さん御指摘の地域間の連携ですか、その部分の問題もございまして、国民健康保険税に関しましては、どちらかといえば地域間の連携が希薄になっているのではないかと感じているところでございます。そういった中で一人抜け二人抜けというような形で納税組合が減少していつているのではないかと。ただ議員御指摘のように、やはり地域のコミュニティーの観点からいきますと、地域の納税組合が拡充されることによって納税の徴収率もよくなってくるとは思いますが、ただ現在、各市民の間では、やはり自分の所得とい

いますか、保険税の場合、自分の所得を余り知られたくないといいますが、保険税の額は隣の方に知られたくない、そういった傾向も見受けられるのではないかなと考えておるところでございますので、今後の納税組合のあり方についても、国民健康保険税について十分考えていきたいと思っております。

○十八番（後藤健介君） 非常に難しいところですね。今、個人のプライバシーというのを非常に大事にしなければいけない。反面、それを余り尊重すると、地域のコミュニティーがだんだん崩れていく。そこに何らかの形でつける一つの要素としては、私は、この納税貯蓄組合なんというのは、我が国の日本国民の非常に健全性のある一つの美風かなと思ってもおるのですが、この点については引き続きいかにあるべきかということについて、さらに研究・検討をいただきたいというふうに思います。

これをもって、私の質問を終わらせていただきます。

○十二番（池田康雄君） 二点について、お尋ねをします。

まず一点は、湯けむり展望台についてであります。

別府市は、観光客の皆さんのことを考えれば、イベントを充実させることは一方で大切なことではありますが、財産として持つておる湯けむりや夜景をしっかりと堪能していただく、そのためにも展望台は必要なのではないかというようなことを主張したことがありますが、今回、展望台の予算がつかしました。八百万のあらかたの内訳も、先ほどの議員さんの答弁でわかりました。

ただ気になっておるのは、けさ図面をもらいました。どうなのですか、もうこの八百万円で、そしてこのようなものでいわゆる展望台というのはいいのだという段階まで今もう来ておるのですか。それとも、もう少しその展望台の場所のありようについては、今後ある場所を含めて検討する余地の残っておる状況にあるのですか。この展望台の建設についての進捗状況を、ちょっと教えてください。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

展望台につきましては、二年ぐらい前からいろいろ言われまして、今一カ所、ここに絞りまして、今度計上させていただいたわけでございますが、将来的には――私の考えでございますが――あと一、二カ所欲しいなというふうな、議員が前に御指摘もありましたように、夜景と湯けむり展望台というような、見えるところもまた考えていきたいなと私自身は思っております。

○十二番（池田康雄君） ごめんなさい、ちょっと食い違っておる。私が聞きたいのは、今回、八百万円の予算で大体でき上がり、こんなものだという図面をいただいていますね。これは、ほぼ完成図なのですか、それともこういうようなものであって、あと若干の事柄についてはまだまだ今後も検討の余地のあるという状況なのですか。その点はどようになっておるのですか、ちょっと教えてください。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

今これを示しましたのは、ほぼこれでいこうかなという案でございまして、まだ若干この中でいろいろと模索することも今考えております。

○十二番（池田康雄君）と申しますのは、私は、やっぱりこういう場所をせっかくつくるのであれば、いわゆる予算を食わない形で最大限にこの場所を有効にするためにはどうあるのかというようなことは、きちんとやっぱり検討してつくってほしい。私は、市の建物だから、若干その辺の吟味というのは検討されていいものができるのかなと思っておったら、新しい浜田温泉のつくられ方を見ても、何でもうちよっと検討して、せっかくつくるのであれば、人の洗い水が、他人のおしりの下を通らないかんような、そういうつくり方ぐらいは どうして早い段階で避けることができなかつたのかという思いがありますのでね、こういうような場合でも、例えばこの絵なんか照明のポールなんか立っていませんけれども、余り明る過ぎては、やっぱり夜景を、湯けむりをライトアップしたりしますからね、明る過ぎてはまずいだろうな、しかし暗過ぎては危険だな。そういうところは どう配慮するのかとか、あるいは昼、夜、湯けむりをバックにちょっとした音楽会などもその場所で開けるような、そういうようなケースに対応する、そういうことができるのかどうかとか。せっかくつくるものでありますから、よりいいものを限られた予算ではありますけど、検討してつくってほしいということと、それから今、課長さんの方からすでに答弁がありましたけれども、やっぱりここを一カ所つくったら、もう湯けむり展望台は済んだのだということではなしに、若干もっとほかの場所にも喜んでもらえる場所はないのかという検討をしてほしいし、夜景も既存でいいところがあります。扇山のゴルフ場の入り口のちょっとした駐車スペースもいいし、十文字の展望台もいいし。しかし、そういうところがあれば、やっぱり「夜景マップ」とか「湯けむり夜景マップ」とかつくって、こういうところに行ったら別府の夜景は楽しめますよとか、こういうところで湯けむりが楽しめますよというような、そういうようなこともあわせて検討して、別府の観光浮揚につなげてほしいなというふうに思いますので、よろしく願います。

続けて、浜田温泉の設計図及び解体費について、よろしく願います。

私は、この浜田温泉の温泉家屋というのは、非常に貴重なものであるという認識を持っております。皆さん方の多くは、すでに公民館で途中を仕切られた現在の旧、今壊されようとする浜田温泉の今の姿をベースにされておる方が多いのではないかと思いますけど、私は、あの公民館の中敷きのない、湯舟につかれば天井まで八メートルありなんとする一層一階建ての温泉家屋である浜田温泉を知っておるわけでありまして、竹瓦や道後温泉などのように現在残されておる昭和初期の温泉家屋の有名なものは、恐らく二階建てのものが多いのではないかと。この一階建て、一階づくりの温泉家屋というのは、西日本で見ても恐らく浜田温泉を除けば、あと一あるのかな、ないのかな、それぐらい温泉家屋としては貴重なものであるという認識を持っております。したがって、この浜田温泉を壊したいという今回の補正には、驚きと寂しさを禁じ得ないのでありますけど、その立場から新浜田温

泉建設、あるいはこの旧浜田温泉解体までのちょっとプロセスを、市長さんは当時おられませんでした、新しい議員さんもお見えになっておりますので、できるだけ事実で拾い上げながら、平成十二年の六月以降からちょっと見てみながら、この問題を大きく三本の柱から検証させていただきたい、そして質疑をさせていただきたいと思います。

平成十二年の六月議会の一般質問の初日に、もう何度も浜田温泉を補修そして保全するべきだというふうに主張してきた先輩議員に対しまして、当時の市長さんはこのように答えておる。「私もあの現場は知っておりますので、歴史的な建造物であると同時に、今老朽化して危険箇所が多い。ですから、そういう危険箇所については早急に検査をし、調査をし、そして早期に危険箇所については改修、あるいは検査の結果で大改修が必要ならば大改修、こういう方向で取り組んでまいりたいと思います」。これが平成十二年六月の前市長の答弁です。そして、市長はその答弁に沿って八月に大分大学の工学部の教授である井上教授に、浜田と竹瓦の温泉家屋の耐久度等測定調査研究の依頼をしております、八月。

ところが、十一月ごろに執行部は中間答申を求めていますね。それは何月何日でしたかね。温泉課長、お答え願います。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

平成十二年十一月十四日に提出されております。

○十二番（池田康雄君） 八月に依頼した、浜田温泉と竹瓦の調査研究の「中間答申」という形で、十一月十四日に答申を求めているのですね。

ここに、浜田温泉の最終報告書があります。浜田温泉というのは、第二章です。中間報告が出た。浜田温泉が先に出て、後に竹瓦が出れば、浜田温泉が先で、竹瓦温泉が後ではないかと思うのですが、まあ、そんなことは順番が決まっているわけではないから、どうでもいいこととしましょう。が、この十一月十四日を境に別府市の行政は、過ちの連続を犯す。十一月十四日に浜田温泉の「中間報告」が出ますが、その浜田温泉の「中間報告」を別府市執行部は、浜田温泉の「最終報告」だとして動き始めるのです。そして、鉄筋コンクリートづくりへと密かに動き始める。

いいですか、十一月十四日です。直後に十二月議会があります。温泉課は契約検査課に、移転して鉄筋コンクリートづくりの設計委託をするために、いつ動き出したのですか、温泉課長。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

平成十三年一月十二日、実施設計の委託を契約検査の方に持ち込んでおります。

○十二番（池田康雄君） 十一月十四日に出た「中間答申」に基づいて、直後に十二月議会がありましたが、その調査報告について何の報告もありません。本会議はもちろん、担当委員会にもありません。そして一月十二日に、道を隔てたところに鉄筋コンクリートをつくるように実施設計を委託する動きを温泉課は始めています。一月二十四日に第一回の入札が行われる。そして、その二日前の一月二十二日に浜田自治会に説明会を行う。

つまり、実施設計の手続きをしており。それは何でか。鉄筋コンクリート、場所を隔てて。それを執行部は、当時どういふことを重ねて言ってきたかといふと、「鉄筋コンクリートにしたのは、地域住民の皆さん方の強い要望なのですよ」、こゝういふことを言った。真つ赤なうそであります。そうして、何と十二月には議会があつたのですよ。三月になれば、また予算の議会が行われるのですよ。ところが温泉課は、その設計委託料三百万を予算の流用という形で処理をしてしまう。柴石温泉にしても堀田温泉についても、建設費は三月に上げるのですから、その建設費と一緒に設計委託料を上げてきたのです。それを何で浜田温泉だけ予算の流用という形で動かなければならなかつたのか。非常におかしな動きが重なつてきておりますが、まだまだ続くのです。

三月の議会を前にして、二月の末ごろでした。私は、「中間答申が出ておるから見せてください」と担当課に申し込みました。持つてきました。持つてきてくれました。ところが、あろうことが、私たちその資料を求めた議員に、執行部は三枚のページを脱落させて、つまり改ざんして、「これが中間答申だ」といふふうにして私たちに見せたのです。その私たちに渡さなかつた三枚の中身は、どういふ中身だつたのですかね、課長さん。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

現在地での補強補修による改築を前提とする場合の建設費の内訳が一枚、木造として新築する場合の建設費の内訳が一枚、鉄筋コンクリートづくりの建物として新築する場合の建設費の内訳、以上の三枚でございます。

○十二番（池田康雄君） 井上先生は、親切にも浜田温泉を調査した結果、地震に耐えることはできない大変危険な建物である。したがつて、早急に対処する必要がありますよと。補修をする場合、新しく木造で建てる場合、鉄筋で建てる場合には、大体このぐらゐの予算が必要なのですよと、親切にも素人集団の市の執行部に教えてくれたのです。それぞれどういふ金額になっていましたか、課長さん。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

現在地での補強補修による改築を前提とする場合の建設費の内訳は、七千三万五千元です。木造として新築する場合の建設費の内訳が、七千六百二万円でございます。鉄筋コンクリートづくり建物として新築する場合の建設費の内訳が、九千八百八十万五千元でございます。

○十二番（池田康雄君） 皆さん、お聞きのとおりです。びっくりしますね。今その場で改修補修したら七千万円ですよ、新しく木造でしたら七千六百万円ですよ、鉄筋コンクリートでつくつたら九千八百八十万円、約一億かかるのですよ、こゝう言つておるのです。それを約三千万円も高い鉄筋コンクリートの方を選択して、執行部はなぜ進めるのでしょうか。なぜ進めたのでしょうか。「出るを制する」といふことが、前市長の口癖であつたわけでありませう。非常に奇怪な動きであります。

で、まだゆがんだ行政はゆがみ続けます。

二月の末に最終報告が出るのです。これは受け付け月日が、二月二十八日になっています。二月末から三月議会が始まりました。その三月議会に新浜田温泉の建設費が上がったのですよ。そのときに私は、「最終報告書を見せてください」とお願いしたのです。執行部は、「市長決裁がまだ済まない」ということで、たしか三月二十二日か二十四日だったと思います、議会が終わったのは。その議会が終わってから、私たちにこれを見せたのです。この最終報告書の百十六ページ、「浜田温泉のまとめ」。鉄筋コンクリートで建てた場合にはどう書いていますか、課長さん。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

「鉄筋コンクリートづくり建物として新築することには、下記に示す種々の問題点があるため、この選択肢は極力避けるべきである」という記入がございます。

○十二番（池田康雄君） つまり十一月十四日段階で市の執行部は、その場で補修したら七千万円、木造にしたら七千六百万円、鉄筋でつくりかえたら九千八百八十万円かかるのだということを知っておった。それを、私たちに議員には見せなかった。それだけ削除して「中間報告です」と持ってきた。最終報告には、「鉄筋コンクリートは極力避けるべきである」ということまで井上先生は書いてくださっている。それを、議会の審議中・議会前に私たちに、すでに出ているにもかかわらず見せない。こうやって進められたのが、新浜田温泉の建設なのです。

いいですか、私は、この「中間答申」の三枚を抜いて私たちに渡した執行部や担当職員の罪は非常に重いと思いますよ。（発言する者あり）だって、多くの議員あるいは一般人は、当世コンクリートよりも木造の方が高いのではないかなというような、そういう根拠のない、そういう考え方をちらっとすることもあるのです。行政は、それを巧みに利用したと言ってもいいでしょう。現に平成十三年度の九月議会で市長は――当時の市長は――どのようにおっしゃっておるかということ、こういうふうにまでおっしゃっているのですよ。「また、建築費がどうなるかということ、木造で建設した方が倍以上の値段がかかるというようなことも私の報告書の中にはありました」。本会議の議会のところで、市長さんがそのようにおっしゃったのです。なぜ事実とは大きく食い違うことを、市長さんがおっしゃってしまったのか。それは、私たち議員に正しい「中間報告書」を渡していなかったから。もしだれもが、それは事実とは違うということがわかっておれば、恐らく市長さんもあのようなおかしな発言はなさらなかったのではないかというふうに考えております。

ともあれ、幾つかボタンのかけ違った行政が、次から次へとボタンをかけ違えながら、無理やり行政をゆがめながら建てられたのが新浜田温泉であるということ、また、この私の事実の検証は、それぞれなさってください。

そういう意味から、私は、そういう流れの中にある鉄筋コンクリートの新浜田温泉というのは、やっぱり別なものであって、やはり木造一層建ての旧浜田温泉は、貴重なものとして考えてほしかったと思うわけではありますが、次に、今一つの視点からこの問題につい

て考えてみたいと思います。

新しい市長さんが誕生されて、浜田市長は幾つかの試みをなさっております。まず、企画調整課内に「まちづくり推進室」というのをおつくりになりました。県内外の専門家や常識派を集めて「観光戦略会議」なるものを立ち上げました。私は、この辺の目線というのは、市長さんが新しくなって、浜田市長のふるさと別府感に基づいた非常に画期的な進め方だというふうに考えておりますが、であればこそ、この「まちづくり推進室」や「観光戦略会議」というような部署が、この旧浜田温泉をどのように考えてくるのだろうかというような結果を見ながら、この問題を処理してもよかったのではないかなというふうに、惜しまれてなりません。

平成十三年の三月当時は、地道なまちづくりというものを行っていたのは、竹瓦界限と山の手と鉄輪の皆さんたちぐらいでした。私は、この地道な健全な運動は、必ずや市内にきっと広がるに違いないと思って、そのように発言もしたことがあります。その後、亀川にも「かめかめクラブ」の皆さんたちが、浜田温泉を中核にしながらまちづくりを進めようとしています。私は、行政たるもの、応援ができないのであれば、せめて邪魔だけはするな、こういうふうなことを、また今回も言わざるを得ないと思っています。

また、これまた市長さんの今回解体する判断材料の一つになったのではないかと思います。歴史的建造物保存等に関する調査委員会の評価判定会議の件であります。この歴史的建造物の保全等に関する調査委員会並びに評価委員会の足跡をちょっと課長さん、教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えいたします。

歴史的建造物の保全等に関する調査委員会を、平成十四年三月一日に設置しております。その当日に、一回目を開催させていただいております。続きまして、二回目が平成十四年六月六日、三回目が平成十四年九月二十七日、四回目が平成十五年二月二十七日の計四回開催させていただいております。

○十二番（池田康雄君） ごめんなさい、それは保全委員会でしょう。評価委員会も、今、評価委員会も入った。四回は調査委員会でしょう。

○温泉課長（遠島 孜君） 大変失礼いたしました。

続きまして、保全する歴史的建造物の選定にかかる会議が、歴史的建造物の保全等に関する調査委員会から引き継ぎまして設置されたわけですが、第一回目が平成十五年六月六日、二回目が平成十五年六月十九日、三回目が平成十五年六月三十日、四回目が平成十五年八月七日、五回目が評価ごとの開催になり、十五年八月二十八日と九月二日の二回開いております。

○十二番（池田康雄君） 調査委員会が、四回開かれました。私は二回目、三回目、四回目と委員で出席をしておりますから、その調査委員会の中身は承知しております。その三回目、四回目にいわゆる評価を、歴史的建造物を保存すべきかどうかというのを数字であ

らわして評価して、そして残すべきかどうかというものを市長に答申しようという流れになってきまして、そしてあちこち、「あちこち」と言ったら語弊がありますね、あっちとこっちから、どんな評価項目がいいのか、そして、その評価をするときの基準にはどういふところに気をつければいいのかというような議論に移っていったわけではありますが、その三回目はもちろん、四回目もまたこの評価の項目には、やっぱり幾つかの問題点がある。あるいは、この評価の基準には幾つかのやっぱりあいまいなもので、これだけで評価をするには無理がある等々の議論が出ておった。その四回目の後を受けて、選挙もあった関係で六月になって新しい評定委員会ですか、そういうもので評価を行っていったわけではありますが、その評価の基準等を見せてもらいましたら、私が最後に審議した二月二十七日の第四回会議の評価基準と大差のないものでありました。

そして今、六月以降の会議の会議録も私は読ませていただきました。あの評価項目で、あの評価基準で評価された評価委員の先生たちは大変だったろうなというふうな思いをしております。それぞれ熱心にこの貧弱な、僕に言わせればこの貧弱な評価基準で本当に七段階の判定ができるのかと、真摯に議論をした様子も議事録でうかがえます。まだ幾つかこの一連の調査会あるいは判定会の流れの中には、僕は問題を感じておりますが、一点だけ、私は、この判定会議で市長に答申した皆さんたちは、大きなミスを犯してしまっているのではないかなというふうに感じております。と申しますのは、先ほど来申しましたように、歴史的建造物を評価しながら点数化していくというようなケースというのは、日本全国そんなに例があるものではないわけです。だから、新しく別府の近代化歴史的建造物を保存する基準は、どうあるべきがやっぱりいいのかということは、非常に苦労されて、そして付け焼き刃的に持ってきたものを、それをしっかりたたこうということであってやってきたわけであります。やっぱり僕はたたき切れてないと思います。そして、そのたたき切れてない基準や評価項目をもとに、さもそれが揺るぎないものであるかのごとき中で点数を出して答申してしまった。

私は、こういう二点のプロセスを踏むべきだったと思う。一つは、浜田温泉と竹瓦温泉、同時に評価した。そうして浜田温泉の場合にはこうなりました、竹瓦温泉の場合にはこうなりました。二つの温泉家屋の中でこれだけのものになりました、これだけの違いが出ました、これだけ違いませんというようなものをつくるべき作業が必ず要ったのではないかと思うのと、もう一つ。また、それを今回していませんが、それをしないのであれば、あるサンプル的な歴史的建造物に対して第一グループの人、第二グループの人がそれぞれ評価をしてみて、そしてその歴史的建造物の評価に対してこの評価項目で、あるいはこの評価基準でやればこういう結果が出た。この結果の問題点はどこにあるのかというような吟味をした後で、そうして市長に答申をしていくぐらいの慎重さが欲しかったな。

私は、自分は素人だ、専門家に調査を依頼するのだといって調査を依頼した。「修復改善の方が安いですよ」と答申してくれた。「鉄筋コンクリートは極力避けるべきですよ」

と言ってくれた。それを踏み散らして鉄筋コンクリートを進めた市長に比べれば、やっぱり自分が諮問をしたその委員会の意向を大切に、その市長の姿勢は正しいと思いますよ。当然だと思う。だけれども、やはり今見てきたように、この浜田温泉にかかわる問題には、やっぱり余りにも多くの問題点があるのだということ認識していただいて今後に対応してほしいと思いますが、私は、さすが浜田市長だなと思ったのは、やはり取り壊すときに設計図を準備する、非常にこの対応は、私は個人的にはうれしかった。

そういう浜田温泉の、さっき、せっかくの設計図をむだにするなという御意見もありましたけれども、私は、この問題について最後に一点だけ要望して終わりたいと思うのですが、これを壊しますね。それ、壊れたのを見て亀川地区の方たちがどのように今後動くのか、あるいは別府市民の心ある人たちがどのように動くのかを見てもらうことは、それは大事ですが、皆さん方、壊した者の責任者としてこの浜田温泉を早急にどうするべきなのかということ自分の責任の中で考えてほしい。亀川の人がこう言うから、別府市の人がこう言うからというのではなしに、浜田温泉という、僕は絶対に壊してはならないと考えているのですが、その壊してはならないものを壊す、壊した者の責任として、この設計図を使ってどうするのが、別府市の今後の温泉都市として繁栄させるのに正しいあり方なのかということ自分の責任として考えてほしいということをお願いしながら、市長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

大変温かい指摘と、踏まえてまた浜田温泉を将来どうするのかという思いを述べよということでございましょう。私がこの市長に就任した時点は、もう新しい浜田温泉が前に建っていた。そして、その旧浜田温泉は駐車場にという部分で受けておりました。今、これまで十二年以降の経緯を新たに明らかにしていただいた中で、私は驚きがありました。それは、十分にその当時の経緯を聞いた中で、私はそこまで勉強しなかった、そのことをまず今、自分としては悔いておりますし、本当に申しわけない気持ちがいっぱいございます。しかし、私が保全する歴史的建造物の選定にかかわる会議を設置させていただきまして五回の審議内容、十分審査をさせていただきました。もちろんこれまでの、池田議員もその前に評価委員、審査会に入っておられましたから、その経緯が十分に受け継がれてきているというふうに私も信じておりましたし、その評価委員の皆さんも本当に慎重に審議、誠意をもって御努力をされたという部分も感じましたし、歴史的建造物として私は評価する一方、そういう視点でしっかり審議をいただいたなという部分も認識をいたしております。そういう中で私は、壊したい旧浜田温泉ではありません。「解体したい予算」という受け取り方をされると困るわけでございまして、私は、保存をしたいという気持ちが一貫してありましたから、そういう気持ちからすれば、もう浜田温泉が建っている。そしてそこには、三百メートル以内には浴場法の中で使える温泉としてはできない。そういう状況の中では、これは駐車場にするという選択をせざるを得ない。せざるを得ないという

部分。それと保存をしたいという気持ちをどう生かすか。これは、亀川地域に亀川の振興策として将来必ず私はそこに旧浜田温泉そのものを復元をしたい。それが使える温泉として浜田温泉になるのか、資料館として残るのか、この部分はもちろん市民の声そして皆さんの声をしっかり聞いて最終的には判断をせざるを得ませんが、壊してしまうのではなくて、私は、将来復元をするという、そういう立場の中で今回設計費を提案させていただいたという思いをぜひ理解をいただきたい。一日も早い時期に私は亀川地域の振興策として皆さんの総意を得て、この旧浜田温泉は、あの歴史的建造物として残したいという思いでいっぱいでございます。

○十番（平野文活君） もうほとんど午前中時間がありませんが、私もその浜田温泉のことについての市長の見解を少しお伺いしたいと思います。

地元の要求だとか危険家屋だとかいうようなお話がございまして、最終的に解体と。そして今答弁がございましたように、できるだけ早く復元ということでございます。

先ほど、池田議員から非常に詳しい経過が解明されましたが、私ども議会の議員と浜田自治会との懇談会というのが、そういう経過の中でございました。そこで私も地元の方に伺ったのですが、もともと繰り返し繰り返し浜田の自治会から、「危ないから改修してほしい」ということを再三にわたって要望が出されていた。そして、いつの時点からか鉄筋ということになっているわけですが、「鉄筋でつくるということは、あなた方が要求したのですか。それとも市の方から言ってきたのですか」というふうにお伺いしたら、住民の皆さんが言うのは、「市の方から言ってきた。市の方から鉄筋にしたいというふうに言ってきた」というのが、今の池田議員のお話につけ加えさせていただきたいと思うのです。つまり、「地元の要求だ」とずっと前市長は説明されてきたけれども、しかし地元の要求はもともと木造、今の場所での改修・補修というものが地元の要求であって、鉄筋コンクリートで建てかえるというお話は、市の方から持ち込まれたものだ、これが経過の事実なのですね。ですから、なぜそうなったかというのは、先ほど来詳しいお話がございましたが、選挙の前あるいは当選直後の浜田市長のこの浜田温泉問題についてのいろんな場所での発言などを見ていて、これはそうした、今、「ゆがんだ」とおっしゃいましたが、ゆがんだものを軌道修正されるに違いないというふうに期待をしておったわけですが、今回解体という費用が、将来復元ということがつけ加えられておりますが、解体という形で予算がされたということについて、少し失望と申しますが、そういう感じを率直に持っております。

そのお考えは、今お伺いしましたけれども、しかし、やはり文化財としての位置づけがない。あれば、ただ解体ということでないやり方もあったのではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺はどうでしょう。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

私は、先ほども言いましたように、解体が目的ではないということをお明らかにしたいと

思います。解体、保存だ、その二つの選択としたときに、現在地で今修復保存が不可能な状況の中で保存という選択はできない。駐車場用地としてそこを解体してくださいという市民・自治会の要求も一方にあるわけございまして、それがずっと私は受けてきた事実だと思いますから、そのことに従いまして、まず、「解体」という言葉は使いたくないのですが、将来復元するために、近々復元するために、一応保存のために取り壊しをさせていただくという気持ちであるということでございます。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後 一時 一分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十番（平野文活君） 午前中に引き続いて、浜田温泉の問題について質疑をしたいと思いますが、県の文化財の調査の結果、後世に引き継ぐべき近代化遺産として、温泉の建築物としては浜田温泉と竹瓦が上げられているということは、御承知のとおりだというふうに思いますが、前市政の先ほど来説明された経過を改めて見ると、要するに浜田温泉は、文化財としての扱いを受けてこなかった、ここに一番の大きな原因があるのではないかというふうに思いますが、今後、その解体し復元ということでございますが、この県の評価、文化財として後世に残すべき近代化遺産という評価を、改めて別府市当局もされるのかどうか、この点お伺いします。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この浜田温泉につきましては、評価委員会の中で御審議をいただき、その評価に基づいて今回、老朽化が著しいため修復保存ができないという判断をしたところでございます。

なお、午前中もお答えいたしました。これについては、報告書の特記事項の中で「保全の対象となる建物については評価点には満たないが、復元する場合に備えて建築の詳細を明らかにした資料を残すべきである」等の特記事項をいただいたところでございまして、これによりまして復元を図ると決定したところでございます。文化財に対する思いというのは、十分私も受け取っておりますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思っております。

○十番（平野文活君） その評価ともかかわるわけですが、解体をし将来復元という場合に、今の建材ですかね、古材ということになるが、その古材も使えるものはきちんと残し、そして新しい建材と組み合わせて当初の姿をよみがえらせるというふうに理解していいのか。それとも、もう全く別物といいますか、新しく取りつくりかえるということになるのか、そこら辺のお考えはどうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この評価の中では、非常に老朽化が著しいということで、復元できる部材があるかどうかはまだ確認いたしておりませんが、またこの復元を図るという調査も、図面作成をお願

いするところでございますので、解体の際に、これが図面がないために、解体と大体合わせながらやっていくわけですが、解体の前に板をはいで、そして中の柱の構造などを見ますので、使えるものがあれば、できるだけ私どもは残していただきたい、そういう思いを持っておりますので、そのことについて十分私どもは指導してまいりたい、そのように思っております。ただ、専門家の意見を聞きますと、虫が食っているとかそういう状況で、なかなか部材としては使える部分が少ないのではないかと。そうしますと、使える部分については一部になるかと思いますが、できるだけ使える部分は残して保存していきたい、そのように考えております。

○十番（平野文活君） そうしますと、このように考えていいのか。当初、先ほど池田議員からもありましたように、井上教授から三つの方策といいますか、対応策があると。現在の建物を補修する、二番目に全く新しく新築する、鉄筋にする、三つですね。その現在の建物を最大限生かしながら補修する、そして保存する、そういう考えを引き継いで、場所は移転せざるを得ないというふうな、市長のお考えはそういうふうに理解していいのでしょうか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

その材料をそのままとる。全部が使われれば、場所を移してどこかに復元というように議員さんの方とはとられているのではないかと思います。残される部分については部分的なものになるかと思えます。したがって、場所については、現在の位置も含めて、また亀川地区の中によい場所があれば、将来において復元をいたしたい。市長の考えは、現在の場所であれば資料館になるかと思えますが、ほかの場所については温泉建てかえ、また旧浜田温泉として建てる場所があれば、住民の同意が得られれば、そういう考えでございますので、場所を移して現在の旧浜田温泉を復元するという考えにはならない、そのように考えております。

もう一度申しますが、場所を移して旧浜田温泉の部材で復元をするということは難しいのではないかと、そのように考えております。復元をする場合は、新たな建築に近い、その中で生かせるものがあれば、古い浜田温泉の部材を使用していきたい、そのように考えているところでございます。

○十番（平野文活君） これは将来のことでございますし、もし古い材料を使う場合にどの程度使えるかというのは、これまた今からの問題でございます。答弁の中に、最大限使えるものは使ってと、それがどの程度になるかというのは鑑定などをしてみないとわからない面もあるでしょうけれども、そういう答弁がございましたので、この項についてはこれで終わって、次に移りたいというふうに思います。

九十三号の、下水道条例の一部改正についてお伺いをいたします。

議案質疑の中で、本日の質疑の中で、前回の値上げは平成八年、そして三四・八%という御答弁がございました。前市長は、平成七年四月から就任でございますから、就任した

翌年、下水道料金を約三五%値上げをし、その翌年、平成九年度からは水道料金を四〇%値上げした、こういうことになっております。そういうことで次々と値上げされたということでございます。再値上げという提案がされているわけでありましたが、調査会でいただいた資料を見ると、総事業費、これは平成十四年の決算でございますが、三十一億二千万円のうち、いわゆる建設費というのは九億円程度、約三〇%ですね。人件費プラス維持管理費が約六億、二〇%ですね。それに対して公債費元利償還金が十二億三千万円。総事業費の中に占める借金返しの比率が非常に大きい。この借金の原因は何かということをもまずは伺いたいわけでございますが、いただいた資料によると、平成三年までは実質収支が黒字であった。その後、収支のバランスが崩れて、平成七年には赤字のピークになっている。平成七年度の決算を見ると、実質収支額は六億五千八百万円の赤字、赤字比率は八四・三%という異常な事態になっているわけでありまして、この過去の大きな赤字が、今日なお重荷になっているというふうに私は解釈をしたわけでございますが、平成三年度以降、急激にふえた赤字の原因と申しますか、これはどのようなものであったのでしょうか。御説明願いたいと思います。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

平成四年度から急激にふえたという赤字でございますが、当時は、四年度から七年度にかけて処理場の増築工事を行っております。その関係もありまして……（発言する者あり）

○下水道課参事（油布文夫君） お答えをいたします。

累積赤字の原因は何かという御質問でございますけれども、確かに今、議員さんの御指摘がありましたように、平成五年度から一億四千万の赤字になっておりまして、ピーク時には、御指摘のありました六億五千万を超える累積赤字となっております。この赤字の原因といたしましては、平成三年度の話でございますけれども、国の方の事業で下水道の普及特別対策事業という事業が実は創設をされました。これを受けまして、平成四年度から下水道普及のための事業を膨らませていった、これが一つの理由でございます。また、別府市は国際温泉文化都市という位置づけもございますので、下水道の普及というのが強く望まれております。今後も普及のために努力を欠かすことはできませんが、そのためにも汚水の処理原価と使用料単価のバランスを考える必要がありまして、累積赤字の原因は、簡単に言いますと、処理原価に比して使用料単価が低過ぎた、こういうことが赤字の原因につながっているのではないかと、このように考えております。

○十番（平野文活君） 平成三年ごろというのは、いうならバブルの時期ですね。全国的に国が普及率向上と。私が聞いたところによると、普及率を一〇%伸ばせという大号令をかけた。その結果、別府市独自の問題として終末処理場の建設問題もありますが、いうなら事業費が拡大し、収支のバランスが崩れたという、こういう経過になっておる。また、先ほどの下水道の今回の値上げの理由の説明の中で、借金の赤字率が一〇%以上であれば

起債の制限をするということをお国が今言っているというお話がございましたですね。これはちょっと振り返ってみると、バブルの時期には収支のバランスを無視して、拡大・膨張の大量の発令を、そしてその結果生まれた借金を今なお引きずっている。その借金が多過ぎるということでもって、こんどは起債を認めんぞというようなペナルティーをお国がかけるといふようなことで、国の政策として非常に一貫性がないといふふうに私は思うわけがあります。地方自治体がそういうものにいふなら振り回されるといふことは、やっぱりどうかといふふうに思います。

それでも、しかし現実問題そういうことが起こっているわけで、この異常に膨れ上がった赤字対策といふものをずっとやってきたといふふうに思うのですが、そして十四年度の決算でも赤字率は、ピークの八四%から比べれば、十四年度の赤字比率は一四・五%といふふうに非常に下がっているわけですね。なおこれが多過ぎるといって今問題になっているわけですが、かなりの努力をしているといふふうに思うのですが、この赤字比率を減らすためにどういふ企業努力をしてきたかといふことを、ちょっと御説明願いたいと思います。

といひますのは、私、御存じのように水道料金問題をずっとやってきました。平成九年度からの大幅値上げの際、水道局として必要な、やるべき努力、経営努力を怠った。水道局自身が持っていた方針も実行しないまま、これだけ資金が足らんといって水道料金の値上げといふことで、市民の負担にだけ依存するといふ選択したといふことを繰り返し私は指摘をしまいましたが、下水道は、そういう点ではさまざまな努力をされているなどいふ、いろいろ聞いた範囲では私はそういうふうに考えているのですが、どのような努力をしてきたのか、説明していただきたいと思います。

○下水道課参事（油布文夫君） お答えをいたします。

どのような努力をしてきたかといふことでございますけれども、実は特段難しいといひますか、そういうことではございませんで、やはり経費削減のための努力といひますか、そのためにはまず人件費の削減を大幅に行っております。今ちょっと手元に資料がありませんけれども、十年前に比して十名ほどの人員削減を行う一方、維持管理費の軽減にも努力をしておりますし、それから、もう一つは収納率のアップ。一元化の問題は実は先ほど来説明をいたしましたけれども、水道との一元化を果たしまして、現年度の徴収率が非常にアップしておりますし、こういう努力を下水道課は一丸となつて行っているところでございます。特に下水道は特別会計でございますので、独立採算制の原則が大事でございますので、そういう意味の努力は今後も続けていきたい、このように考えているところでございます。

○十番（平野文活君） 国の大量の発令に従って事業費の拡大をした、そういう当時に比べれば、事業費全体を抑えているのではありませんか。また、今説明があつた内部の合理化といふか、そういうものもやっているし、あわせて繰り入れをふやすといふふうなこともや

ってきて、そうした全体的な努力の結果、赤字比率が下がっているというふうに私は理解をしますが、それは間違っておりますか。

○下水道課参事（油布文夫君） お答えをいたします。

今、議員さんの御指摘がありましたとおりでございます。そういう企業努力、要するに特別会計の会計努力もありますけれども、累積赤字が減少したことは、先ほど申しましたように経費の節減それから人件費の削減、それから徴収率・収納率の向上に努力した、そういうことが大きくやはり関与していると思います。

○十番（平野文活君） 水道と下水道というのは、同じ流れの事業でありますから比較がしやすいわけですが、私が、水道の問題でやっぱり事業費を適正に抑える必要があるという改革の方向として、それが第一、そして内部の努力もせねばいかん、そして三つ目には、資金計画を見直す中で繰り入れもふやすべきだという三つの提案をしているというのは御承知だと思うのですが、私は、お聞きした範囲で解釈をすれば、そういった三つの努力を下水道はかなりやってきた。事業費も抑えられてきたし、内部の努力もやっているし、また繰り入れも、いただいた資料によると十二年度までは七億円台の繰り入れ、それが十三年度、十四年度では九億円台の繰り入れというふうにかなり繰り入れもふやしている。その結果、だんだんと赤字比率も下がってきたというふうに理解していますが、そういうことでいいでしょうか。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○十番（平野文活君） そうすると、今回の改革案といいますか、値上げ案が試算として出されておまして、十九年度までの試算表が出ておりますね。それを見ますと、使用料料金を一〇%上げる。これでもって約一億の増収を図るというふうになっておりますね。もう一方、繰り入れの方はもとの七億円台に戻す。一億五千万から最終的には二億円減らす、こういう計画になっております。これは、いうなら一般会計からの繰り入れを少なくする、そのために値上げをするというふうに見られるわけですね。それは、市民の負担ということからいえば、ちょっとどうかというふうに思うわけですが、十三年、十四年、九億円台の繰り入れをした、これはどういう考えでそういう措置をとられたのか。そして、今回また七億円台に戻すという判断は、どういう考えでされているのか。そこら辺をちょっと説明してほしいと思います。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

先ほど、健全化計画で努力をどんなことをしたかという御質問がありました。つけ加えさせていただきますと、未接続地帯の処理、早く水洗化してくださいよということが一点。また中央浄化センター、処理場につきましては、機械が一一午前中の答弁でも申し上げましたが一一五十四年当時、五十三年、五十二、五十三、五十四と建設したわけですが、機械そのものが、もう耐用年数は来ておりますが、維持を的確にやって、もう当然

耐用年数が過ぎたわけですが、更新をしなくて経営努力をやったということをつけ加えさせていただきます。

また、繰り入れをすればということですが、下水道事業は特別会計でございまして、基準内繰り入れと基準外繰り入れというものがございます。基準内繰り入れにつきましては、公共下水道は、雨水は公費、汚水は私費という原則がございまして。その観点から基準内繰り入れを、十四年度から見ますと九億四千八百万ほど一般会計から繰り入れさせていただいておりますが、その中で基準内繰り入れというのは三億四千七百万でございます。事業をする上で六億の財政当局から繰り入れをしていただいているのが状況でございます。健全化を行うためには七億ぐらいのベースが健全化のもとかなと私どもは試算しておりまして、これが今回一〇%の値上げする原因かと言われますと、基準内繰り上げ、基準内であれば当然事業はできません。一般財源も苦しい中で平成十四年度は六億の繰り入れをしていただきましたが、これがこのまま行きますと、一般会計等に当然、今の財政再生本部を立ち上げる中で、当然公共下水道の使用者にも、特定できるわけでございますので、一般会計から繰り入れるのは当然基準内、基準外とありますが、事業をする上また改築更新する上では、皆様に使用料の、今から維持管理する部分につきましてお願いするということでございます。

○十番（平野文活君） いや、いろいろ説明していただきましたが、その繰り入れをなるべく減らしたいのだというようなお話でしたね。なぜ十三年度、十四年度は、今までの七億円台から九億円台の繰り入れをするという判断をしたのですかということを知っているわけですか。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

十三年度の繰り入れ、十四年度繰り入れにつきまして、どうして増額をしたかという問題でございますが、それにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、十年度にどうしても赤字団体には起債対象外にしますよというような条項が出ております。それによりまして、本来なら十五年度に二五%の改定を行うような行動をとったのですけれども、それも実現できなかったという問題点がございました。それによりまして、その分はできるだけ軽減するというような方向を出していただけたらというようなことになります。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

若干、補足をさせていただきます。この下水道使用料は通常、国からの指導では四年ないし五年、この間に料金改定を図るべきというような指導をいただいておりますので、八年に改定をいたしておりますので、本来であると十二年に改定ということでございます。この改定をできるだけしないという方針で取り組んできたところでございまして、十二年で改定をしなかった関係もございまして、一般会計の繰り入れ、これもふえてきたのが現状でございます。そういったことで今回お願いをしたいということで提案させていただいておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

○十番（平野文活君） つまり、国は今赤字を減らせというところに指導の力点がある。で、減らさなければならぬ。起債が認められないというペナルティーもちらつかせながらやって来るからね、弱い立場ですよ。今、助役からあったように、十二年度は本当言ったら値上げしたかった。しかし、しなかった。しなかったのですよ。それは、今の不景気の中で市民にそれだけ、先ほど二五％程度を予定しておったというようなお話がありましたが、そういう選択をしないで一般会計から繰り入れをふやすことによって値上げをしないで赤字を減らすという選択をしたのでしょう。それは、前市政の判断ですよ。それが、新しい市長になってこの繰り入れをもとに戻す、そして値上げで赤字減らしの財源を得るという選択をしたところに、私はちょっと疑問があるわけですよ。九億円台の繰り入れを維持すれば、値上げが必要ないまま、値上げしないまま赤字を基準内一〇％以下に抑えていくという選択もあったのではないかと。それを、前市長は最初はわっと大幅に値上げしました。しかし、再値上げの際にはそういう選択をとらずに繰り入れで対応するという選択をした。新しい市長になってその措置を変えるという選択をして、市民の負担というところを、繰り入れを減らして市民の負担で乗り切るという選択をした。そういう選択でいいのかということが、ひとつ私は聞きたいところであります。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

平成十三年度、十四年度と、現在十五年度、財政状況の推移も確かであろうかと私どもは考えております。特に本年度から「財政再生」というようなことを打ち上げておりますが、これのもとというのは、長引く景気の低迷、税収が非常に落ちてきております。固定資産税だけでも昨年度に比べて四億近くの金額が落ちております。また、交付税につきましても、毎年削られてきている現状でございます。したがって、この下水道だけをとらえますと、先ほど議員さんの言われるように九億を維持できないかということでございますが、別府市全体のやはり財政というのでも考えなければ別府市の財政が成り立っていかない。特に十六年度以降まだまだこのような状況が、固定資産税においても土地の価格も下がってきております。そういったことでなかなか復元をするという見通しが立たないため、すべての特別会計についても見直しを行っておるところでございます。その中の一つとして、下水道については十二年度予定を引き延ばしたという経緯もございまして、今回できるだけ市民の皆様にご負担が小さいようにという考えで積算をいたしまして、こういった改定案を出させていただいたところでございます。

なお、繰り入れについては、やはり別府市の限度額というのを財政当局とも話した上で決定したところでございますので、市の財政状況によってこのような状況になったということをご理解いただきたいと思います。と思っております。

○十番（平野文活君） この議会の開会冒頭に決算についての反対討論をやりましたが、ここでも冒頭に述べましたが、市の財政の健全化ということは当然いろいろと努力せねばいかんわけですが、市民生活が非常にやっぱり苦しくなっている中でそこに目を向ける。

「市民の目線」ということを浜田市長がおっしゃいますが、その点からもう一度この提案については考え直すべきではないかということを考えております。浜田市長の御見解もお伺いしながら、質問を終わりたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

市の姿勢につきましては、助役が答弁したとおりで、全く同じでございます。私も、上げたくて上げるのではありませんし、この提案をするからには、やはり公共下水道事業の長期の安定的な基盤をどうつくり上げるのか、そして、そのためには安全な、そしてまた健全な施設の維持管理をどう行っていくのか、この観点でこういう状況が今出ているわけでございます。

ただ、一般財源の繰り入れの九億台を七億にするという部分だけ、それが果たして九億を十億、十一億一般財源繰り入れをふやしてでも、市民生活にとって値上げすべきではないという皆さんの判断があるならば、それはそういう状況もできるかもわかりませんが、私は、税の公平性、そして今状況は、お話ししたように国のいろんな問題が、「三位一体改革」の中で、構造改革の中で地方交付税、さらには収入の市税減少の中にあって財政再生はどう図るべきか、こういう観点からいきますと、一般会計、特別会計、すべてやはりしっかり見直しをさせていただいて、そういった状況をつくらなくてはいけないという状況であることをぜひ御理解をいただきたい、このように思います。

○二十四番（泉 武弘君） 若干私の考えも述べてから、議案に入ります。

先ほど市長が、公共下水道料金の料金改定について、「上げたいからやったのではない」、こういう御答弁がありました。それから、今朝の議論の中で、「浜田温泉を解体したいから予算を上げたのではない」、こう言われましたけれども、「解体したい」から予算を上げ、「料金を改定したい」から値上げをするわけです。この点だけは誤解のないように皆さんにですね。あなたの願意とは別に、目的というものは解体をすることが目的であって、料金改定というのは、特別会計事業収支を健全化するために今回上げるわけですから、そこらのところは誤解のないように説明を願いたいと思います。

さて、湯けむり展望台のことについて、今回三千六百万上がっています。これについてはお礼を申し上げたいと思います。今回、この湯けむり展望台の予算が上がりましたのは、実は今回計上いたしております展望台の位置に、恐らく別府市でも有数と言われる桜並木がある。その桜並木が一夜にして全部切られてしまう。このことに地区の方が大変心を痛めていまして、あの、現在公有財産として購入しようという土地に建物が建つと、いわゆる二十一世紀に残したい日本の風景である湯けむりが見えなくなってしまう。このことを大変危惧した皆さんが、市長にその願意を実は伝えて、今回になった。私は、これはもう大変評価いたしております。前市長が、再三にわたって取り組みをしながら実現し得なかったことを、今回決断していただいたということについては、率直に私の気持ちを申し述べ、お礼を申し上げたいと思います。

ただ、これで終わりかといいますと、そうならないのが今回の問題であろうと思います。市長、今回三千六百万の予算を計上してもらっています。あの展望台から市長が住んでいる鉄輪を見ますと、今、夕方七時ごろからライトアップをやっている。今までのライトアップの方法で果たして湯けむり展望台との関連性でいいのだろうか。どんなきれいで女性でも、二十四時間じっと見ているとやっぱりどこか飽きがくるのですね。私は、湯けむりのライトアップについては、鉄輪の旅館組合、商工会の皆さんと十分協議していただいて、夜の八時から九時とか、八時半から九時とか、時間を設定して展望台から見たときにはその付加価値が出るような形をしていただく方がいいのではないだろうか、せっかくこれだけの展望台を設置して、ずっと四六時中ライトアップしているというよりも、もっと効果的な方法があるのではないだろうか、このことを市長に要望いたしておきたいと思います。

そして重ねて、この展望台に続いて、村田議員が住んでおられるところの乙原。ここから見る別府市の夜景というのは本当にもう、僕は、函館にもまさるとも劣らないぐらいの夜景ではないかと思う。あそこらをもう一つ展望台コースの中に入れてほしい。それから十文字原ですね。十文字原は、現在展望台がありますけれども、わずか数台しか駐車できない。あの展望台からAPUの施設をライトアップして市街を見るというのだったら、これはもう函館なんか僕はものの比ではないというような気がします。ここらまで今回のこの展望台を生かして、さらに事業計画を進めていただきたいな、このことをお願いいたしておきます。

それともう一点。今、建設部で取り組んでいただいておりますが、桜ヶ丘、鉄輪東町、それから大観山、上平田にちょうど近接するところに十字路があります。あれから今回の建設場所に至る間に樹林があるのですね。樹林が繁茂し過ぎて湯けむりが見えないようになっています。湯の川からずっと上がってきますね、あの左側の樹林ですよ。これについても実は枝払いをして、散策する中で皆さん方が湯けむりが展望できるというような方法を考えてほしいということで、建設部長にお願いして、それも何か近々対応していただける。

それから、さらに貴船城の下ですね。あの散策路、妙診鉄輪線。あの海側の樹木についても、何らか持ち主をお願いをして湯けむりが見えるようにすれば、あれが一つの回遊道路になって、なおさら付加価値が出てくるな、こういう気がしておりますので、この点だけは篤とお願いをいたしておきます。これには私も大変感謝しておりますので、言及することはほとんどありません。

さて、今回、市制八十周年記念の事業の予算が上がっておりますけれども、まず第一点、どのような記念事業を考えているのか。それで、過去六十周年、七十周年ではどのぐらいの経費を使って記念事業をやったのか。さらに、今回はどのぐらいの予算を見込んでいるのか。これについて御答弁ください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えをいたします。

来年、御存じのように市制八十周年を迎えることということになります。現在、記念事業実行委員会を設置しまして、式典部会、イベント部会に分かれまして協議を進めております。今回の市制の記念事業は、市民参加型という形の中で、意識してより多くの市民の皆様に参加していただくように、年間を通じて多彩な行事を展開したいというふうに考えております。

どのぐらいの予算かということでございますが、六十周年では約三千三百万程度の予算でありました。七十周年では、約二千四百万ということになっております。今回は、厳しい財政状況下にありますので、式典、年間イベントを合わせまして二千万円以内に抑えたいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 二千万円以内が、当市の財政状況から見て果たしていいのかどうかというのは別にして、経費をかけるからいいのではないと思うのですね。真に市民が共同で市制施行八十周年をお祝いできるようなことが、私は一番大事ではないかと思っています。従前、多く用いられなかった保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、こういうものもこの市制八十周年記念事業に共同で参加していただく、こういうふうな位置づけも必要ではないかなという気がいたしております。ぜひともこれもひとつ参考にしていただきたいなと思っています。

そこで、どうしてもお尋ねをしなければいけないのが、ここに合同新聞の切り抜きを持ってありますが、こう出ているのですね。「パンダ雑踊雑技団の招聘構想一時中断を発表。市長が会見した中で、会見には、『別府にパンダを呼ぶ会』を構成する経済団体のトップも同席、市観光協会の千壽健夫会長は、『動植物の国際取り引きをしているワシントン条約のパンダの飼育部に今後前向きに勉強していくつもり』と『呼ぶ会』を存続させることを明らかにした」。この中に、市制八十周年記念事業として招くようなことから、こういうことが発達したと書いている。

そして、さらに合同新聞の切り抜きですが、「別府市の訪中サイドの延期、パンダ誘致。別府市は、来年の市制施行八十周年記念の一環としてパンダや上海雑技団の招聘を計画していた。市長公室は、『少なくとも年内の訪中は難しくなったが、八十周年記念事業に間に合わなくても働きかけを継続したい』と話している」、こう言っている。

先ほど、企画調整課の課長が答弁されたものの中に、パンダと上海雑技団というのは見当たらないのですが、これは、当初予算を組むように考えていたのかどうか、そこを説明してくれませんか。

○市長公室長（亀山 勇君） お答えをいたします。

まず、パンダ及び上海雑技団の招聘につきましては、ケーブルラクテンチの支援策及び観光浮揚を目的といたしまして、そして別府市制施行八十周年の記念事業の一環として上海雑技団及びパンダを招致し、あわせて上海市との友好交流の促進を図るということを目的といたしまして、経済四団体が「別府市にパンダを呼ぶ会」も設置をしていただきまし

て、二回にわたる訪中を決定していたところでございますけれども、諸般の理由によりまして中断を余儀なくされたということでございます。

そして、今お尋ねの市制施行八十周年の記念事業の件でございますけれども、これにつきましては、現在、実行委員会の中でいろんな事業について協議している段階でございます。確かにパンダと上海雑技団の招聘につきましても、一応この実行委員会の中でどういった形で呼ぶかということで、私どもは、これがもし実現可能となれば、民間の受け入れ協議会あるいは実行委員会を民間主導型でやっていただきたいというふうな意向もございましたものですから、この実行委員会につきましては、十一月末までごろをめぐりに実行委員会にかけるかどうかということも協議はさせていただいた経緯がございます。

○二十四番（泉 武弘君） こんなかわいいパンダのことを議論するのに、もうちょっと公室長、パンダみたいに柔らかい顔で答弁してください。上海雑技団並びにパンダですね、これを別府の市制八十周年記念事業として招くとすれば、そこに費用分析等は当然やっているはずですね、いきなり八十周年記念事業の実行計画に乗せるわけではないわけですから。

この前、NHK特集の中で、インドネシアがパンダを招致した。この問題が出ていました。かなりの費用がかかっていました。これは、上海雑技団とパンダを呼ぶのにどのくらいの費用を見ていたわけですか。

○市長公室長（龜山 勇君） お答えをいたします。

当初、上海雑技団の中にパンダと一緒に芸をするというような見込みであったわけでございます。このときには、大体実際的には上海市に訪中をする中でそういった経費の算定等を提示していただいて、そして受け入れ等についても考える予定でございましたけれども、パンダにつきましては、これはワシントン条約等の定めの中で政府間の合意が必要という規定もございます。そうしますと、他市の動物園の若干聴取をいたしましたら、これはやっぱり一年間サイクルではなくて十年間にわたって日中で共同で飼育の繁殖の研究を行うというような名目で、研究という形の中で招聘することは可能というふうに認識をしてございますし、また、その経費につきましても、一応これはインターネット上で調べたわけなのでございますけれども、十年間で約一千万ドル。といいますと、大体年間に一億円ぐらいの委託契約が必要かなというふうには試算はしていたところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、この事業計画をつくる場合には、そこに科学的な根拠とか、こういうものは当然必要になるわけですね。上海雑技団招致に関してパンダも曲芸として招きたい。こういうものをするときに年間一億円ということに対するパンダ招致実行委員会と別府市との負担割合は、どういう協議がなされておったわけですか。

○市長公室長（龜山 勇君） 民間団体につきましては、これがもし実現可能となれば、今後受け入れ対策協議会等も含める中で検討するというような状況でございます。

○二十四番（泉 武弘君） いえ、私が聞いているのはそうではなくて、経済団体と費用

負担の割合は、どういう協議を経て八十周年の記念事業に乗せようとしたのか、そこらの積み上げを聞いている。

○市長公室長（亀山 勇君） 確かにパンダにつきましては、いろんな日中共同の研究機関あるいは受け入れ施設等の兼ね合いもございます。これにつきましては、民間の受け入れ協議会の中で御議論をいただくというふうな考え方も出てございましたので、パンダに関する経費についての積み上げは、承知していないというわけでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、決して僕は、パンダを招致するのが悪いとかいいとか言っているのではない。当市の財政が詰まっているから、事業計画に移すときは当市の財政状況は非常に厳しい、詰まった状態。だから事業計画に移すときは、どのくらい招致に要して、あとの飼育にどのくらい要して、人件費がどのくらいだというものまで積算しないと、招致してから「こんなはずではなかった」ということになりますと、外交問題に発展するおそれがある。だから、こういうものについては万々慎重であってほしい、このことだけくぎを刺しておきます。

さて、介護保険事業の追加額が、今回約五億円出ているのですね。総額でいきますと十六億になろうかといったしております。これは、当市の行政課題として介護保険料の今後の動向というものは、我々は注意して考えていかなければいけないなという実は気がしている。それでまた、これは避けて通れない問題だと思うのですね。

当該課として、今回これだけの予算が増加しているわけです、この原因・要因というものをどういうふうに原課として見ているのか。まずこれから御答弁ください。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今回、居宅介護及び居宅支援介護サービス等の利用料の増加によりまして、介護給付費が四億四千四百万、その他の費用で介護認定審査会四百万、財政安定化基金拠出金四十三万を加えまして、最終的には六十六億九千二百万程度になります。平成十四年度と十五年度の決算見込みを比較しますと、介護給付費の増額で主なものは、居宅介護サービスでは訪問介護、これが二億一千九百万、三六・八％、福祉用具貸与三千百万、三八・二％、グループホーム六千二百万、これが二〇四・三％、介護つき有料老人ホーム三千三百万、七七・二％、居宅支援介護サービスでは、居宅支援介護が六千七百万、三五％でございます。

この主な原因としましては、一号被保険者の事業計画書を上回る増加や、後期高齢者が減少したが、前期高齢者の大幅な伸びから、新規で比較的介護度の軽い要介護者が増加したこと、在宅サービス必要者数の伸びが大きく、しかも要支援、要介護一の比較的軽度の要介護程度の認定者数の増加が、そのうち九二・二％を占めており、かつ在宅サービス必要者数全体の五四・一％を占めること、被保険者の介護保険制度の定着が進み、認定申請者の増加に伴い、要支援、要介護一などの比較的要介護度の軽い認定者が、特に利用しやすい訪問介護等のサービスを受けるようになったこと、グループホームのニーズが高まり利用者が増大したこと、また介護つき有料老人ホームにおける特定入所者生活介護待寮者

が増加したことなどから、新規に介護サービスを受ける被保険者がふえたことなどによるものと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、介護保険の費用の増加の原因については、今、当該課の課長から説明がありました。この問題は、行政、議会、十分一体になって考えていかなければいけない問題だと考えておるのですよ。

そこで、今言われた六十六億の介護費は、今後どういうふう to それでは介護というものは推移していくのか、ここらも原課として見通しをどう持っているのか、説明してください。

○介護保険課長（藤野 博君） 平成十二年度からの介護保険事業の事業計画の範囲内で達成率を見ますと、十二年度が八〇・二％、十三年度が八四・四％、十四年度は八八・三％と順調に推移してまいりましたけれども、平成十五年度の達成率は一〇六・二％と目標を大きく超える見込みでございます。このままの推移でいきますと、平成十六年度以降も事業計画を超える見込みであり、保険者といたしまして厳しい状況になるものと予想しております。したがって、最悪の場合、このままの状況で推移いたしますと、平成十六年度以降は基金の取り崩しや県の財政安定化基金の借り入れ等も検討する方向になると思います。

○二十四番（泉 武弘君） 三役に特に聞いていただきたいわけですが、この介護の問題、介護保険課だけで対応できる問題ではないのですね。ここがセクショナリズムの一番悪いところで、介護保険課が介護だけという考え方をする。そうではなくて、高齢者福祉課それから保健医療課、もう一つスポーツ振興課、こういう高齢者の健康づくりのために各課がどういうふう to 共同作業をして健康増進を進めるのか。これが反面に実施案として出てこなければ、今、介護保険課の課長が言った今後の収支予測というものは改善されないと思うのです。

そこで、僕が今名前を挙げました四課に対しては大変評価しています。ここまで短期間で市長の了解をもらって取り組んでいるのだなということ、僕はもう大変実は評価している。

まず、では、現在どういう取り組みをして、将来どのような取り組みをしようとしているのか。この介護保険に関連する四課にちょっとお聞きしてみたいと思うのですが、高齢者福祉課それから保健医療課、スポーツ振興課、御答弁ください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

高齢者福祉課といたしましては、現在、介護予防として介護予防教室を在宅介護支援センターをお願いして、年間約三十六回開催いたしておるところでございます。今後、寝たきり防止等の健康増進事業、健康プログラム等をいろいろ考える中で、私どもとしては課内で十分議論しているところでございます。

二十四番議員さんが、寝たきり防止等の今、健康増進事業等の取り組みについて再三に

わたり私どもの方に要望がなされていることは、お聞きいたしております。医療費の抑制等につながると私どもは思っておりますし、現在、関係所管課と私ども高齢者福祉課、介護保険課、保健医療課、スポーツ振興課の四課と連携を図りながら協議を重ねているところでございます。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

保健医療課では、健康教室として二つの教室を実施いたしております。一つは「若き日の体型を目指す教室」で、もう一つは「温泉を利用したスマート教室」でございます。

「若き日の体型を目指す教室」では、平成十年度より「生活習慣病教室」として大分大学附属病院の協力を得ながら実施いたしているところでございます。手法につきましては、一日六回「グラフ化体重日記」といって自分の体重をつけるわけなのですが、このことにより、グループで目標とする自分の姿や生活習慣について討論し、食生活のずれや癖を直すものでございます。結果は、体重が平均四キログラム減少したり、BMIの減少や血液検査で改善が認められるなど多大な効果を上げており、昨年は、日本肥満学会や西日本肥満学会で研究発表しましたところ、大きな反響を得ているところでございます。

もう一方の「温泉を利用したスマート教室」でございますが、運動浴は高血圧、糖尿病、高脂肪血症などの予防改善する効果が高いことから、またストレス解消や筋力アップにもつながることから、平成十三年度より中央保健所と共同で北浜温泉テルマスを使用して実施いたしております。水中ストレッチや水中運動することにより、高血圧の薬を飲まなくてよくなったり、また、ひざが痛くて整骨院に通っていたのが、もう通わなくてよくなったとか、こういう効果をいただいているところでございます。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

スポーツ振興課では、二十四番議員さんから昨年度より再三にわたり市民の、特に寝たきりにならないための高齢者健康増進対策の実施について御指摘を受けていましたが、本年度十一月より健康増進プログラムの一つとして、中・高齢者を対象とした健康教室、名づけて「元気もりもりクラブ」というのを立ち上げました。市報で募集をいたしましたところ、当初の予定より倍近くの応募があり、急遽、週一回の予定を週二回に変更いたしました。受け皿さえあれば健康づくりをしたいと思う高齢者の方々が多いということを感じいたしました。今、百三十三名の、あえて「生徒さん」でございますが、その方たちを四グループに分け、毎週火曜日と金曜日の午前・午後の四教室で「心と体の健康を」ということで「健康づくりと仲間づくり」を目標に年間一人十回の教室を始めたところでございます。今後、この輪をさらに広げていきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 今、高齢者福祉課を含む四課が、現在の取り組み、それから将来の取り組みに対する気持ちを述べたわけです。部長はどうですか。どこまでこの問題が進んでいるのか、具体的に御答弁ください。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

今、各課の課長からそれぞれ報告がありましたが、それぞれの課で市民の健康づくりをやるのではなく、それを一つにまとめたらどうかということで保健医療課、高齢者福祉課、介護保険課、スポーツ振興課で協議を行っております。一つにまとめる方法としてどうなのがいいのかということでございますが、理想としては筑波大学と茨城県の大洋村が提携して行いました「住民の健康づくり」というのがあります。それで医療費が下がった、抑制されたということが、NHKでも放送されましたし本にもなっております。それを見本としまして、今、高齢者福祉課長が主管となりまして、別府大学と提携をやりたいというふうなことで、協議を行っておるところでございます。どういうものやるかという、高齢者の健康、体力づくりプログラムを作成したいということでございます。これに医療の面から、別府温泉地療法研究会というのがあります。この中には医師とか理学療法士、保健師、スポーツ指導士等が含まれておりますが、こういう研究会も協力したいという申し入れも受けております。このプログラムをつくるには、当初はちょっと費用がかさみますが、この協議が立ち上がれば、これを市民に広く利用していただいて、どういうことかといいますと、別府市営の運動施設や公民館等で運動指導ができるような体制をつくりたい。それができ上がれば介護保険、国民保険の医療費の抑制につながってくるのではないかとこのように期待しております。

○二十四番（泉 武弘君） この問題について私だけが指摘をしているのではなくして、原議員が高齢者の問題で、介護の必要性もあるけれども、寝たきりにならないための対策の方がもっと重要だということ指摘したのを、私は実は記憶している。

今回、市長、今、部長がまとめとして報告しましたけれども、別府大学と健康増進プログラムの共同作業・共同実施をやるように進めている。これは、恐らく全国的にも非常に注目される取り組みではないか、実は私はこのように考えています。事の起こりは、茨城県の大洋村、これは小さな山村でございますけれども、ここと筑波大学が共同で高齢者の健康増進プログラムをつくった。それで応募した方々の平均年齢が七十二だったと思えますけれども、それを六カ月たった段階で平均体力年齢を調べたところ、五十数歳まで回復した。何がそうさせたのかということで、当時NHK特集の中で大腰筋という、自分の足を上げるときの大腰筋というのがここにあるわけですが、この筋力が弱ることによって高齢者の皆さんはすり足になっていく。その中で転倒して寝たきりになる、こういうことを筑波大学が分析して、その本は、今、高齢者福祉課長に――持っているね――市長ね、二冊渡しています。読んでください。僕も、これだけの実績が上がるなら、保険料が安くなったというのは、確かに財政では寄与しますけれども、もっと大事なことは、人間の生命倫理からして死に至る瞬間まで呼吸器を当てられ、点滴を受け、こういうのではなくして、やはり自分が死を迎えるに当たってこういう高齢者の生き方があるのだということの方が、私はもっと重要ではないか、実はこういう点を考えている。

ちょっと紹介しますと、僕も監査委員をさせていただいておりまして、渡部先生、毎日

二万歩ぐらい歩く。朝から夜まで渡部先生は、宴会に行って帰るまで歩く。一緒に監査委員として出張しますと、もうついていけない。それほど足が早い。それは何か。絶えず歩くことによって大腰筋というものを自分が鍛えているから、もう年齢と体力年齢は全く違っているという、もう生きた一番いい「教材」と言ったら悪いのですが、ああいう年のとり方もあるのだということ、実際皆さんが見ていただければわかると思います。私も毎日できるだけ十キロは歩くように実はしている。歩かないと、もう三日歩かないと腰が痛くなる。このように健康づくりというのは、負荷をかけて高齢者が健康づくりをすることは、高齢者の今後どういう人間として最期まで迎えるのかという中で大変重要だと思うのです。

市長、四課の皆さんが、やっとここまでこぎつけてくれました。市長もぜひ別府大学と協議の中に、また要請に行っていたきたい。そしてこれは、今、部長が答弁されましたように、来年度の中で別府市の健康増進プログラムというものを立ち上げて、別府市が他市に先駆けて寝たきり老人ゼロ作戦を実施するのだというような決意表明を実は後でお願いしたい。

そこで、一点問題があります。では、その健康増進プログラムが出たときに、何課がそれを実行するのか、この実施主体が問題であります。そうなってきますと、やっぱりスポーツ振興課かな、ここ以外にはないかなという気がする。そうなりますと、インストラクターとかいろいろなものが必要になってきます。だけれども、これが必要になっても、健康づくりでこの課が頑張れば頑張るほど保険医療費が減少傾向。大洋村はたしか半額ぐらいになったのですね、高齢者医療費。かなり減額されています。医療費だけを見るのではなくて、人間として生きていくさまの中で、この健康づくりが大変重要だと思いますので、スポーツ振興課の職員の増員について、この機会にぜひともお願いをいたしておきたい。この二点について、市長に最後の御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

大変貴重な、御指摘なり御提言をいただいたというふうに思っております。この介護保険事業会計は、介護保険課だけで考えるものではないという認識は私も全く同じでございます。今、介護保険制度ができて、いわゆる在宅サービスが予想外に私はここまで出るとは思いませんでしたが、そういう状況の中で今回不足額の提案をさせていただいているというのが実情でございますが、私は、この介護を受ける状況というのはもう全国的な問題で、高齢社会の中でこういう状況ができたものと、社会的な問題になっているというふうに認識をいたしております。そういう意味で今、各課の皆さん、四課はもちろん四課の課長さん、そして担当部長からもお答えしたとおり、本当に今、介護保険課を中心に四課がしっかり連携をとりながら頑張っている姿を私もしっかり見せていただいております。本当に頼もしく思っておりますし、また対外的にも今、別府大学との協議、さらには医師会とも私自身はこの問題については何度も協議を今いたしております。やはり温泉も含め

て医療と健康とどう密着させていくのか、そして高齢社会のそういう寝たきり老人をゼロにするためには予防医学を、健康づくりのための予防医学、病気にならないための健康づくりはどうあるべきか、このことを視点に今一生懸命話し合いをさせていただいておりますし、この温泉療養の研究会、本当にありがたく私は思っております。

そういう状況の中で、これから温泉も含めて温泉医というお医者さんを置いて、ただお風呂に入るだけではなくて、温泉に入る人がリハビリに来たのか療養に来たのか、その中でしっかり、神経痛、リウマチならこの温泉がいいですよと。そういうすばらしい別府には温泉があるわけですから、そういった温泉医もぜひ将来は配置したいという思いもありますし、そういった部分と、あわせて、今どこの課が受け入れをするか。スポーツ振興課の職員の増員、本当にありがたいことですが、行財政改革との兼ね合いでどこまでできるかというのをしっかり頑張りたいと思います。スポーツ振興課が中心になるということは、恐らく健康づくり、スポーツ健康、スポーツ観光、そういうものも含めると、そこがいいのかなという部分もありますが、これは振興課だけでは介護保険と同じようにできません。すべての四課、福祉保健部だけではなくて、そういう教育委員会も含めまして、健康づくり、高齢社会を迎える体制として全市挙げてやはり対応していく姿勢が必要ではないか、このように考えますので、受け入れ部門につきましては、十分に協議をさせていただく。そして、今前向きに予防医学の点で健康づくりのためにしっかり高齢者の健康づくりという視点におきまして頑張っていきたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 一点だけお願いしておきます。行政に長く携わって、ここにいらっしゃる方は三十数年経過して管理職になられているのですね。皆さんは、自分のテリトリーの中で条例をもとにして発想するわけです。こういうものをやはりある程度水平思考に改めてもらう時期が来ているのではないかと。

今、別府市におひとり暮らしの方が五千六百人いるのですね。ここに給食サービスをするときに、むしろそういう方々に健康づくり教室に来ていただいて、べっぷアリーナの中で給食サービスはできないだろうか、こういうこともやはり検討すべきだと思う。

テルマス。一時期二十一万八千円赤字が出ておるのですね。ここらを高齢者健康づくりの中で活用する方法はできんのだろうか。（「できる」と呼ぶ者あり）できる。

そういう弾力的な発想で、今持っている市民の財産を市民の健康づくりに活用していくということ、今までのバリアを取り払っていただいて、これは市民すべての財産なのだ、これを活用し市民に還元するのだという方向で、今回ぜひとも取り組んでいただきたいな、このことをお願いしておきます。ありがとうございました。

○二十六番（原 克実君） 一、二点関連する質問もあると思いますが、短時間の間で終わらせたいと思います。

まず一点は、先ほどから質問がっております展望台の件でございます。

今回、立派な展望台ができるように聞いておりますが、これも大体平成十年、十一年、

十二年ごろから世界の遺産として別府の湯けむりが残せるかどうか、遺産登録ができるかどうかという観点からこの議会で論議したのが始まりではないかな、私はこのようにも記憶しております。その中で平成十三年ですかね、NHKが「二十一世紀に残したい日本の風景」ということで二位に選ばれたということから始まっております。平成十四年度にこの設置場所といいますか、地質を含めてどのあたりにつくったらいいかということ二百万円計上したのが始まりで、今回、平成十五年度のこの補正予算の時点でこういう予算がついたということは、市長の決断だと思えますし、また、これが実現することについては、これは本当に喜ばしいことだと思っております。

ただ、私が一点皆さんと違う観点で質問をしたいことは、先ほどちょっと泉議員からも触れましたけれども、私が実際別府に来たのが昭和三十五年でございます。その当時から何カ所かの、別府は昔から展望台というのがありました。その一つが、先ほど言いました十文字原。これはもうすばらしい景観の展望台。それからもう一つは見返り坂にございます。それからいま一つは、私が記憶している限りでは観海寺にありました。要は、以前から別府市も湯けむりとか別府の景観を見るために展望台がなかったわけではないのです。ところが、その展望台、観光発展をすると同時にその展望台を別府市は生かし切ってなかった。また、別府市民も展望台の価値観というものを今までどっちかといえば置き去りにしておいたのではないかな、私も含めてそう思います。

要は、今度は新しい展望台ができます。私は、三千六百万円がいいか悪いかということは別にして、世界に残す遺産としての要するに湯けむり、それが、いわば湯けむりから見れば私は日本一だと思います、富士山を除けば日本一です。果たしてこの日本一の湯けむりに対して三千六百万の展望台がいいか。そしてまた、八百万かけて整備する展望台がいいか。私は、この図面を見た限りでは、世界一を誇る別府の湯けむり、そして「二十一世紀に残したい日本の風景」の中の展望台にふさわしいかな。金額がどうかということではなくて整備の仕方、これはもう一回私は論議する必要があるのではないかなと、このように思います。

そしてもう一つは、その後の管理の方法です。これは管理はどこがするのか、どうしてするのか。ここを私は論議しないといかんののではないかなと思います。

一つ言いますと、観海寺にあります展望台。展望台があります。いつも、日中も夜も鎖を張っている。いつでもだれが行ける状態にはなっておりません。これが果たして展望台と言えるかどうか。

そして、例えば今度は湯けむり。先ほど泉議員がライトアップのことを言っていましたけれども、長く当てたらどんな美人の方でも飽くといいましたけれども、私は、三十八年間同じ女性を見ておりますけれども、飽きません。(笑声)ただ要は変化があればいいと思います。例えば湯けむりだって、こう上がっている湯けむり、これは変化があります。その変化に合わせてライトアップをどうするか考えればいいのですよ。それをただばあっ

と同じ方向で照らしているのではなくて、何かうまくリズムをつくりながらやったら、これ、夢みたいな幻想的な湯けむりになるのですよ。そこを泉議員は言っておるのですよ。だから私もそうだと思います。だから、そういう変化をつくりながら、よりいい展望台をつくるためにはどうしたらいいかということ、もう一回私は、この費用は別にして考え直す必要があると思います。その後の管理とかそういうことを含めて、観光課はどういうふうに考えているのですか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

このパーツにつきましては、こういう形でつくりたいなという希望でございまして、予算的に上げておりますが、この中でいろいろと、先ほど池田議員の御質問にありましたように、街灯等の問題もございまして、またこの看板等もございまして、それから、これは二区画になってございまして段差がございまして、一応一メートルぐらいの段差がございまして、これをどうするかということも、今議論しておるところでございまして、これは一応の案と申しますか、こういう形でつくりたいなというパーツをつくったわけでございまして。

それから管理につきましては、これは実は住所的には「鉄輪東」でございまして、その道路を挟んでは「大観山町」でございまして、この前、大観山町の自治会長さんともお話ししまして、役員の方と集まっていたいて御説明申し上げまして、この一番管理的にごみとか人とかそういう、今までがやっぱり違法駐車と申しますか、ずっと縦に駐車して見ていた部分がございました。ただ、この土地が造成されまして、この中にも今でもやはりごらんになっている方も数多くありますので、実は自治会並びにこの下に民家の方がございまして。この方に一応御説明申し上げまして、そういう管理と申しますか、できないかなという打診はしております。また、大観山の自治会の方にも打診はしておりますが、住所的に「鉄輪東」でございまして、その辺は今から協議していくつもりでございまして。

○二十六番（原 克実君） これはやはりこれだけのせっかく予算がついているのですから、最初がやっぱり私は肝心だと思います。管理の方法にしても整備方法にしても、やはり市民が納得いくこと、そして観光客の皆さんが喜んでいただく設備。これは先ほどから交通体系のことも含めて、いろいろ質問が出ておりました。これはもう当然なことだと思いますけれども、私は、あの展望台ができるならば、通常の一般のお客様ではなくても団体のお客様でもいけると思います。例えば海外から来る観光客、これは私は、別府のライトアップした湯けむり、非常に「ワンダフル」と喜ぶと思いますよ。だからバスも行けることを考えたときに、あの駐車場でいいのかどうか。例えば遊歩道をつくって、どこかに駐車場を整備して、団体客は歩いてもらうとか、そして別府のよさを知ってもらうとか。あそこは坂は厳しいですからね、歩けるかどうかわかりませんが、バスの駐車場も考えておるかということ、そういうことも含めてもう一回私はこの設計方法というのは見直してみる必要があると思いますが、市長、どうでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

この湯けむり展望台につきましては懸案事項でございましたし、今回こういう形で提案をして、まだ今そこは固まったものではございません。しかし、案として提示をさせていただいて、せめてこのくらいの設備でさせていただきたいという思いでございます。

今バスの問題が出ましたが、今、観光タクシーなり自家用車しか入れません。バスが入れないという部分で、午前中、建設部長からもお答えしましたように、今そういう交通体系整備の関係で国の関連補助をいただいて、三点ほど拡幅する状況も今計画をいたしております、バスも回れると。そして、その近くにバス駐車場を設置をして、その場からも見られる場所を今確保するように努力をいたしております。その場所にバスが入るといのは、到底駐車場部分が狭いのですから、その近くでバスが入って、そこからまた見られると。湯けむりはあそこが最高の場所と思いますが、先ほど例えがあったように、見方によっては美しく見えたり、いろんな部分がありますし、あれは四方八方三百六十度見ていただいてもすばらしい湯けむりの景観だと思います。

それで、先ほど言われたように十文字原さらには観海寺、そして、私はラクテンチの課長にもお願いをいたしました。あのラクテンチから見る夜景は、湯けむりだけではなくて函館にまさるとも劣らないという自信を私は持っていますが、すばらしい景観があります。そして乙原近く、さらに十文字も含めてですが、これからできればいろんなところを、そういう場所を調査させていただいて、湯けむり展望台ではなくて景観、夜景の景観、扇山もこれはすばらしいと思いますよ。扇山も夜間営業、ナイター設備までは行かなくても、夜間の食堂だけでも開放して、そこから展望ができますよという、そういう部分だって考えられないのかな、これは私案でございますが、そういう思いも持っています。とにかく別府のすばらしい財産、これはしっかり守ると同時に、そういう観光客なり、別府市民ももちろんですが、皆さんに喜んでもらえる、そういう場所を提供したい、この思いは一緒でございます。

湯けむりは、私が生まれ育った場所でございますから、私が生まれた六十年――余談になってすみません――六十年前に降った雨水、これがしっかり地下に浸透して何十年もの間に温泉という特有の成分で泉源というのが保護されてきたのですね。その当時は道路も舗装していませんでしたから、全部地下水、地下に浸透していました。今、道路も舗装され、川底までセメンを張られ、高速道ができました。高速道が悪いとは言いませんが、高速道ができたために森林がなくなっている。雨水が浸透しなくなっている。だから全国的には温泉が枯渇している状況もあります。これを絶対別府の財産として、「湯けむりを永遠に」というのが私のテーマですが、そこには、泉源を大切にしましょう、自然を大切にしましょうという気持ちがあるということですね。だから、その泉源を大切にすることが、そこに湯けむりが立ち上る、二十年後、三十年後、五十年後、この景色が永遠に続くのだ。この思いはもう皆さんと全く一緒でございますから、その湯けむりのライトアップ事業に

しても、またどういふところからお客さんが来られても安心して誇れる、そういうすばらしい景観を保ち続けたい、この思いでこれから湯けむり展望台を先頭に、しっかりそういう場所を確保していきたいという思いのたけを述べさせていただきました。

○二十六番（原 克実君） 市長の思いを語っていただきました。もうそのとおりだと思います。私はもともと生まれは別府の生まれではありませんけれども、もう別府の住民となって四十数年になります。非常な歴史の流れというもののなかでやはり別府の貴重な資産・財産を大事にしていくことが一番大事なことですし、それから見るとやはり展望台というのは今まで置き去りにされておったな。だから、今回これを機会にもう一度既存の展望台、それから今回できる展望台をもっとすばらしいものにつくり上げると同時に、管理体制もきちっとですね、最初が肝心でございますので、その点をぜひお願いしたい、このように思います。

それから、議第九十三号下水道事業の件で、私なりに一点だけお尋ねをしたいと思えます。

重複することは、もう避けます。今回の下水道の値上げの中で別府市の下水道の普及率が五八・一％ということを言われました。普及率はわかりますけれども、今まで整備した下水道の接続率はどの程度になっているのか。そして、当初計画している区域内の五八・一％は何万世帯になるのか、その点をお尋ねします。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

今、整備面積千四十ヘクタールでございます。そのうち整備戸数というのが二万五千九百九十戸あります。そのうち水洗化されている戸数は二万三千六百一戸でございます、九〇・八％でございます。

○二十六番（原 克実君） 要するに接続率が、現在普及されている世帯数の二万五千九百何がしの世帯に対して約二万三百世帯ですか。九〇・八％ということを知りましたが、それでいいのですか。

○下水道課長（酒井栄寿君） そのとおりでございます。

○二十六番（原 克実君） そうすると、下水道事業の現在の実施区域は、何万世帯が実施区域になっておるのですか。そして、現在五八・一％ということは、これから見ると五万世帯ぐらいと考えてよろしいのですか。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

五万六千八百三十二戸となっております。

○二十六番（原 克実君） では、この接続率九〇・八％ということでしたけれども、一％接続率を上げたら何世帯になりますか。

○下水道課長（酒井栄寿君） 約五百戸だと思います。よろしく申し上げます。

○二十六番（原 克実君） そうしますと、公共下水道料金と水道料金を徴収したら四％と言いましたですね。四千万の収入が上がったと言いますが、例えばこの普及率を五％

上げた場合は、それでは二千五百世帯接続するということになるのですが、これは下水道もどちらかといえば公共事業ですね。莫大な費用を投資して接続する公共事業ですから、やはり接続率の問題を私は抜きにしてこの事業は進められんと思うのですよね。ですから、九〇・八%の接続率に甘んじるのではなくて、これを例えば九五%に上げた場合は、この投資効果というのは、私は、二千五百世帯の方がもし接続するならば、その使用料たるものは結構上がってくるのではないかと思います、この金額は定かではありませんが、今回は結構です。

徴収率も上げるということであれば、滞納の徴収率も上げるということも大事なことですけれども、こういう同じ投資をするならば、接続率を上げてその使用料金をいただいて、その中から健全な事業を進めていくのが、私は公共下水道だと思いますので、今回上げることが悪いとかいいとかではなくて、八年ぶりに上がった下水道料金ですから、皆さんがいろんな費用対効果を考えながらやった結果が、この一〇%だとは思いますが、こういう接続率を当初から考えてある程度事業を進めておいたならば、もっとこの上げる値幅というのは抑制できたのではないかな、そしてまた上げる時期を延ばすことができたのではないかな。こんなやはり厳しい社会情勢のときに上げなくてもよかったのではないかなと、私はこのように思いますが、いかがですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

議員さん質問の内容で、当然でございます。私どもも公共下水を敷設した折には、必ず水洗化してくださいと。金は、宅内の整備でございますので、かなりの高額かかりますが、せっかくの公共下水を敷設した以上は、皆様に接続していただきたい。これは受益者負担金の説明会、また工事等の説明会の折に、私どもは一〇〇%接続を願って説明もして歩いていますが、また一〇%値上げする、お願いするという中で、今後ともこの接続につきましては、未接続の方にはお願いにまいりたいと思っております。

○二十六番（原 克実君） ぜひ、これは今後も継続してやっていかなければならない。もし投資する場合には、この条件がある程度整わなければ下水道事業は安易にするべきではない。今、簡易下水道のことも先ほども同僚議員が、二十五番議員が言っておりましたけれども、そういうところも含めてもう一回公共下水道事業を整備の方法を私は、地域によって考え直さなければいかん時期に来ているのではないかなと思います。そして、同じ投資をするには、その投資が費用対効果がどう上がるかということも含めて、経営感覚を持って私は下水道事業を進めていくこともこれからは大事ではないかと思っておりますので、ぜひそのようにお願いをいたしたいと思っております。

次は、一般会計の二十一ページ、小児救急医療支援事業委託料についてということが九十三万三千円上がっています。これについて御説明をお願いいたします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

すべての子供が、二十四時間安心して医療が受けられるようにということで、小児救急

医療の体制を進める事業費でございます。

○二十六番（原 克実君） 簡潔に答えていただきました。これは大事なことなのですね。やはりこれは子育ての一環にもつながることなのですが、今、全国的にも小児医師というものが非常に減少している。夜間、例えば今、小児科を取り巻くさまざまなアレルギーとか、いろんな病状に対して医者が少ないというのが言われております。大分県下から見ますと、大体、小児科医というのが百三十数名おられると聞いておりますが、別府市では小児科医、小児科医院というものを含めて、総合病院も含めてですが、どの程度数があって、お医者さんは何名ぐらいこの別府市に在住しているか、わかったら教えていただきたいと思っております。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

病院とか医院数は把握してはございませんけれども、小児科医として専門的な医者として登録しているのは、別府市では二十三名でございます。

一応、先ほどの小児救急支援事業は、別府速見広域医療圏の中でやろうかということで、別府速見医療圏の中では医師数は二十八人が登録されております。

○二十六番（原 克実君） そうすると、この体制はどういう形で作り上げるのか。まだ、これからの検討なのですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

先ほども原議員がおっしゃいましたけれども、少子化対策の一環として、これは医師会の方から持ち上がったことなのですが、小児科医師数が少ないけれども、どうしてもやらなければいかんということで、まず第二次救急と初期救急に分かれます。第二次救急は、夕方の五時もしくは六時から翌朝までなのですが、その間、空白時間が一応五時か六時ごろには普通の小児科医が埋まりますので、それ以後七時から十一時ぐらいまでの四時間ぐらいを初期救急でやろうかということでございます。この初期救急医療体制としましては、別府市医師会に委託して開業医の先生に当たっていただこうかな、第二次救急に対しましては、国立別府病院や鶴見病院にお願いしようかと考えているところでございます。

○二十六番（原 克実君） そうするとこの救急体制というのは、夜の十一時までで終わりでしょうか。二十四時間体制は組まれないのですか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 初期救急に対しては、七時から夜の十一時ぐらいまで、第二次救急に対しては夕方の六時ぐらいから翌朝の八時まででございます。

○二十六番（原 克実君） わかりました。現状で、例えば先ほど課長が答弁しました二十三名の小児科医師がおられると。病院は何カ所ぐらいあるかわかりませんが、現状でも夜間を見ていただくお医者さんは、現在でもあるのでしょうか。

○保健医療課長（伊南忠一君） 現状は、先般七月からだと思いますけれども、国立西別府病院が日曜日の夕方の五時から翌朝の八時まで、私たちが聞いているところでは、松本小児科がお得意さんと申しますか、自分のところに来ている子供さんについては夜の十一

時ぐらいいまで診ているのではないかとということでございます。

○二十六番（原 克実君） 別府は割りかし医療機関が多い関係で小児科医も、また個人病院を含めて体制がある程度整っておりますが、全国的に見ると非常な少子化傾向の中で小児科医が少なくなっているというのが現状です。そういう中で国の施策としても、これも二十四時間体制、大事な子供を守っていくという形の中から、少子化対策の中でこれは国が奨励をし措置をしていることでもありますし、私たち公明党もこの分については、非常に国の中で重要な施策として取り上げた一つでございます。

ただ、もう一点お願いをしたいのは、もう今十二月でございます。非常にインフルエンザが流行する時期になってまいりました。今回のインフルエンザは、B型が猛威を振るう傾向にあると言われております。このB型というのは、初期症状が当初はやりましたSARSにちょっと症状が似ていると言われております。ですから、こういうところも含めて、やはりこれからの子供さんを含めて高齢者、インフルエンザのことも含めて医療体制を確立していただきたいと思いますと思っております。

ほかにまだ一、二点聞きたいこともあるのですが、私の大体持ち時間も過ぎました。一応これで終わらせていただきたいと思います。

○十一番（松川峰生君） それでは、私も簡単にお答えいただければと思います。

まず、二十四ページの中小企業事業資金融資等に関するところでございますけれども、今回、四千九百二十四万六千円の補正が上がっております。この内容について、簡単に御説明ください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

中小企業事業資金等融資に要する経費の追加額について、御説明いたします。最初に、十九節の負担金補助及び交付金でございますが、中小企業経営合理化資金の融資にかかる信用保証料補給金ということでございます。現在、別府市の融資制度につきましては、金融機関から市内の中小企業経営者に融資した場合、本来は個人が負担すべき信用保証料を、景気低迷による中小企業対策としまして、別府市が信用保証協会に支払っております。一つの例としまして、一千万円を十年返済という条件で金融機関から市内の中小企業経営者に融資した場合、別府市は約七十五万円の信用保証料を支払うこととなります。この信用保証料は、中小企業経営者が銀行から借りた資金を返済できない場合、全額信用保証協会から金融機関に返済を保証するためのものとなっております。

近年、長引く不況の影響から、倒産などにより返済不能に陥る企業が増加したため、この信用保証料が、ことし四月から年一％から一・三％に改定されました。当初、この当初予算としましてこの信用保証料につきましては、年額一％で積算しておりまして、その金額は五千百五十万二千元でしたが、年一・三％に増額されたこと、また融資額そのものが当初の見込みよりふえておりますので、最終的には八千百三十四万七千元が必要と予測しております。今回、信用保証料につきましては、一千九百八十四万五千元が不足しますの

で、補正予算をお願いするものでございます。

続きまして、二十一節の貸付金でございますが、中小企業金融対策預託金につきまして、御説明いたします。

現在、別府市の融資制度につきましては、仮に一千万円の資金を金融機関から市内の中小企業経営者に融資した場合、金融機関の資金不足を補うという目的のために、別府市は、その四分の一の二百五十万円を金融機関に預託するという契約を締結いたしております。この預託金につきましては、最終的に毎年三月に預託した金融機関から全額返ってくるということになっております。

平成十五年度の当初予算では、別府市の融資制度からの融資件数は百八十件、融資総額を十三億円と見積もっておりましたが、現在は融資申し込みが多く、来年の三月末日の予測としましては、融資件数三百三件、融資総額につきましては十七億三千百三十万円に上るものと予測いたしております。その結果、預託金につきましては、当初五億三千六百三十万六千円と見積もっておりましたが、最終的には五億五千七十万七千円になるものと予測いたしております。このため今回、千九百四十万一千円の預託金が不足いたしますので、補正予算をお願いしている次第でございます。

○十一番（松川峰生君） 今、市中の金融機関では債権者、お金を借りている方が一生懸命働いてお金を返済する。例として、一千万借りてそれを終わりかけて再度その融資を申し込みますと、もうほとんどその希望額の融資を受けられないというのが現状でございます。大変厳しい。以前は、金融関係はこの制度融資については余りPRをしてなかったのですけれども、近ごろは、これが上がったのも金融機関の方から積極的にこれを使ったらどうかという話が出ております。一つは金利の安さ、それから使いやすさというところがあるのですけれども、一つ気になるのは、焦げつきは現在のところどうなっていますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

現在、この中小企業経営合理化資金につきましては、信用保証協会の方からいわゆる焦げつきと申しますが、返済不能に陥った場合につきましては通知が来るようになっておりますが、現在のところ、この中小企業経営合理化資金の資金につきましては、そういう状況はないという報告を受けております。

○十一番（松川峰生君） 市民の方が大変使いやすい制度だと思います。PRも兼ねて、これからのいろんな市報なんかにも載せて啓発を行っていただきたい。これからいくと、年末に向けて資金が苦しい時期になると思うのですね。ぜひこの資金を市民の方が使われるように配慮して、行政の方もそのように大変配慮を今しているこの追加額だと思いますので、ぜひ今後とも市民の皆さんのニーズにこたえて、いろんないい方法をまた模索していただければありがたいと思います。

これで、この項の質問を終わります。

次に、先ほど出ました湯けむり展望台、一つだけ質問をいたします。すべての議員の方

がもう質問されましたので、私のするところはなくなりましたから。

このパーツをきょう、いただきました。私もいろんなこういう展望台というところに旅行に行ったときに行くことがあるのですが、一番困るのが、旅行に行ったときに車であればいいのですけれども、雨が降ったとき困るのですね。「もう車中で見ましょう」とか。ここ、このパーツだけ、先ほど市長さんの答えの中で、まだすべてではなくて、これから検討する課題もあるとお答えいただいたと思うのですけれども、この場所に雨が降っていいような、また見るのに邪魔にならないような天井があればいいかな、屋根があればいいかな、どこかに。それを検討していただければどうかなと思います。そうしないと、バスで行ったときに、旅行に傘を持っていく方がいいのだけれども、持たなかった場合、特に先ほど、バスの駐車場とかできて、あるいは自家用車の駐車場から歩くということが前提にあれば、せっかく来て見てもらうのになかなか難しいのではないかなと思いますので、要望としてお願い申し上げておきます。

次に、二十六ページの餅ヶ浜地区海岸整備に要する経費が今回上がっております。この中の委託料について、内容を教えてください。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

餅ヶ浜地区海岸整備に要する経費のうち、棧橋耐久性現況調査委託料の御説明をいたします。

この委託料でございますが、実はこの委託料の内容で棧橋につきまして、これはSSオリアナ号の係留施設であります棧橋の調査委託料でございます。

ちょっと経過を申しますと、このオリアナ棧橋でございますが、昭和六十二年にオリアナ号の係留施設の一部として建設されております。オリアナ号は、約八年間運用されておりましたが、平成七年七月十七日に撤退いたしました。この中で残ったものは、オリアナの棧橋でございます。このオリアナの棧橋につきましては、この活用ということでいろんな

関係団体、国それから地方——私どもの市ですね——それから県も含めまして、この棧橋

についてどのような活用をするかというような研究もなされておりますが、最終的に現況のように活用の方向で、活用の方針といたしましては結論が出ておりません。

このたび、国土交通省が平成十三年度からやっております別府港海岸整備事業につきまして、これをいい機会ととらえて私どもが考えておりましたところ、餅ヶ浜地区につきましては一番最初に手をつける。これを海岸保全施設整備として手をつけるからということでございましたので、私どもはこれをいい機会ととらえまして、この海岸保全施設整備事業にあわせまして、このオリアナ棧橋の活用を図りたい、有効活用を図りたいということでございます。この有効活用を図るためには、もう八年経過してございますので、このオリアナ棧橋の現況を調査いたしまして、この有効活用にいかにかかしていくかというよう

なことで、今回計上しておるところでございます。

○十一番（松川峰生君） 今この経過を見てと言いますけれども、およそ何かこういう委託、調査をするときにはある程度の、幾つかのこういうものをしようかなとか、あるいはこういうものをつくろうかなとかいうのがあると思うのですけれども、その点はどうか。もう、まるで白紙の状態ですか。

○都市計画課長（松岡真一君） お答えいたします。

整備の方針でございますが、私ども、一応二つのコンセプトをまずこの施設に対して持っております、それに基づきまして委託の結果を見てみたいと思っておりますが、一つにつきましては、人が集まる空間それから遊歩道の使用ということでございますが、この基本的な考え方でございますが、先ほどもいろいろ御議論されておりますが、景観の問題でございますですね。海、山、湯けむりの見える、感動を覚えるような、あそこは非常にパノラマの空間でございます、一大パノラマ空間が現出いたしますので、ここをそういう形で整備をしたい。そういうふうになりますと、やはり先ほど申されておりましたが、テレビ塔からの別府の景観というのもあります。それからいろんなそういう湯けむりの景観もございまして、ここを整備いたしまして、景観といたしましては、海から見える別府の景観というふうにするればいいかなというような感じで私どもは考えています。

それからもう一つですが、人が集まるいわゆる空間としたいな。これは釣り桟橋を考えてございます。この釣り桟橋でございますけれども、このコンセプトでございますが、私ども、海岸関係によりまして、「別府で釣りができる場所はないのかな」というような県外からの方のお問い合わせもあります。それから、現時点では非常に突堤で釣りをされておりますけれども、これは危険でございますですね。やはり基本的にはこれは禁止かなと思う。そういうときに、やはり公共施設的に海に親しめる場所をこういうふうな施設を整備することによってそういう場所をつくることもこれは必要な。

さらに考えておりますが、これにつきましては、これはやっぱり現場で考えてみますと、親子で釣りに行くような風景、それからお友達で釣りに行くような風景、そんなことがやはり現場で起こるといって、これは非常に自然に親しむという一つの意味からしましても、よろしいのではないかなというようなところもあります。そういうことも含めまして、今のところちょっと打ち合わせももらっておりますが、もし、別府漁業協同組合さんとうまく話ができました暁には、あそこに、今あるテトラポットを沈めまして、少しでも魚が釣れるような、そういう漁礁も出現させて、そしてそこで皆さんと一緒に楽しめるような場所にしたいというふうなことも考えておりますので、一応御理解いただければと思います。

○十一番（松川峰生君） 私は魚釣りを余りしませんけれども、先般、魚釣りをされる方から、「海の釣り堀なんかどうかな」という話をちらっと聞きました。今、次長の話の中でそういうものも入っております。ぜひあれを使って海から……。地元におってもなかなか、山の方から海を見ることがあるのですけれども、海から逆に見ることはなかなか舟に

乗らないと難しい。また実際船に乗る機会も私たちはなかなかありませんので、今、次長からいただいたコンセプトを十分これから検討していただいて、先ほどの展望台と同じように、また一つ別府のいい名勝になるよう努力していただきたい、このように思います。

では最後に、スポーツ振興課にお尋ねします。いいですか。

今回二百万の補正予算が上がっていますが、この内容について御説明ください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） 今回、補正をお願いしておりますスポーツ振興費補助金二百万について、御説明をいたします。

平成三年度から、市内に住む個人または団体が、県の予選大会で優勝し、九州大会以上の大会に出場する場合、その旅費や宿泊費を補助する別府市スポーツ振興奨励金制度が発足し、現在に至っております。

最近の実績でございますが、平成十二年度は計六百二十九人に対し五百四万七千二百二十円、平成十三年度は計六百十人に対し五百六十一万三千八百八十五円、平成十四年度は計六百五十七人に対し六百九十五万八千四百四十五円となっております。毎年の補助金額は、チームや個人の強さ、それから九州大会や全国大会の開催場所により旅費等大きく変動いたします。担当課といたしましては、うれしい悲鳴で、毎年増加現状にあります。ことしは全国大会出場が多く、特に全国中学校体育大会は北海道で開催され、北部中学校から水泳の個人、バスケットボール部、明豊中学校から卓球部が大分県代表として出場し、旅費の支出が多くなり、予算に不足を生じることとなりました。そこで例年の実績から、今後の支出予定額二百万円の補正をお願いするものでございます。

○十一番（松川峰生君） この中に、スポーツ振興奨励金ですけれども、これは子供たち、学生以外、成人、つまり大人も入っていますか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） はい、大人の団体、個人も入っております。

○十一番（松川峰生君） 時間の関係で、後で結構です。この補助金をもらえるための基準ってあると思うのですね。それを後で資料があったらいただければありがたいと思います。後で結構です。

それから、よくケーブルテレビジョンで全国大会あるいは九州大会で優勝された子供たちが、市長さんの方に報告に行っている姿をよく見、私もケーブルテレビジョンで子供たちのすがすがしい顔を見てたぶん、声は聞こえないのですけれども、市長さんが励ましの言葉をかけているように見えますが、実際、市長さん、この大会に出た子供たちの印象はどうでしょうか。

○市長（浜田 博君） 晴々とした顔で、優勝報告なり入賞報告をしていただいています。「私も別府の誇りです」ということで、しっかり激励をさせていただいております。大変うれしいニュースばかりです。ありがとうございます。

○十一番（松川峰生君） 子供は年々減少傾向にあるのですけれども、今、課長の答弁から十二年も、あるいは十三年、十四年もこの奨励金をもらう子供がふえています。ふえる

ということは、別府のスポーツのレベルも上がってきているのではないかな、そのように認識いたしております。これからも子供たちがスポーツを通じて健全育成、そしてまたいろんな地域に行って視野を広めてきて、また将来、それが別府のスポーツ観光あるいはスポーツ振興にいい影響をしていただきたいと私は思っております。スポーツ振興課におきましても、ぜひまたこの件につきましてもPRをしていただきまして、子供たちにまた激励をしていただき、市長さんの方には、また子供たちがあいさつに来たら、ぜひ激励と励ましをしていただければと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後二時五十八分 休憩

午後三時 十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十四番（野田紀子君） 議第八十九号につきまして、議案質疑をさせていただきます。日本共産党の野田紀子です。

別府市情報公開条例の全部を改正する条例についてでございます。

今回の全部改正によって公開の原則とともに、実施機関の説明義務がはっきり条例に書き込まれたということは大変評価できます。主な改正内容として六点上げてありますけれども、いずれも市民の知る権利を尊重した改正と思います。この改正の中で二、三点の説明をお願いしたいと思います。

第九条の公文書の存否に関する情報という条例は、どのような状況が考えられますでしょうか。そのわかりやすい例があれば、教えていただきたいと思います。

○総務課参事（浜口善友君） お答えをいたします。

まず条例の第九条につきましては、いわゆる存否応答拒否という規定でございます。この規定の一般的な性格と申しますか、そういったところから御説明をしたいと思いますが、まず、公開請求がありましたときに、一般的に非公開の処分をしたときに、その処分の理由を明らかにして、非公開の理由を明示しなければならないという規定がございます。この例外の規定としまして、第九条の存否応答拒否の規定がございます。その例外としてどういうことを想定しているのかということでございますが、個人を特定して探索的な請求がされる場合も考えられると。そういったことで探索的な請求をされたときに、その公文書があるともないとも答えられないという答えを出すことを根拠づけた規定でございます。

具体的にどういう場合が想定されるかということでございますが、我々が考えているのは、家庭内暴力とかDVの防止に非常に有効な規定であろうというふうに考えております。具体的には、例えば暴力を振るう配偶者の方がいらっしゃる。暴力を受けた一方の配偶者の方がいらっしゃるって、その方が施設に収容されたと。暴力を振るう一方の配偶者の方が、逃げられた配偶者の方を探索的に探す場合に、その方の情報の公開請求をしてくる。一般

的な答え方をすると、「こういう情報はあっても、個人情報であるから答えられません」というふうな回答をしたときに、その方が請求された場所にいらっしゃるということが明らかになりますので、そういったときには「公文書があるともないとも答えられません」というふうな回答になるかと。この規定を使いますと、DVの防止につきましては非常に有効な手段であるというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 大変わかりやすい例を挙げていただきまして、よくわかりました。夫婦げんかや子供のしつけと称しましては、被害者が暴力から助けてもらえなかった例もたくさん最近では報道されております。せっかく命がけで暴力を逃れてきても、生活の保障もないし悲惨な暮らしになりますし、あげくの果てには住民票、その他から見つけられる危険が今までございましたから、今度の改正は、DV防止の面のから大変時宜を得たものと思っております。

次に、十七条の二項に苦情処理という規定がございます。この条例は現在の条例にはなくて、この新しい条例案に苦情処理という規定を置いたということは大変いいことだと思うのですが、この第二項で、「実施機関が必要と認めるときは、情報公開審査会の意見を聞く」と決められてありまして、実施機関が、例えばもう面倒だからと言ってはなんですけれども、面倒だから必要と認めないと、審査会の意見を聞かずに、いわゆる苦情の玄関払いになるおそれはないかと心配なのですが、いかがでしょうか。

○総務課参事（浜口善友君） お答えいたします。

御質問の内容は、実施機関の方が恣意的に審査会の意見を聞かないこともあるのではないかとというふうな御質問であろうかと思いますが、まず、この条例の十七条の規定につきましては、情報公開に関する苦情の申し入れがあった場合には、実施機関の方が迅速かつ公正に対応するというところで処理を図ろうと考えております。苦情のうちに、大きくは二通りほどであろうかと思いますが、公文書の公開に関するもの、それから情報公開制度の運営に関するものということで、非常に制度的に必要なものにつきましては、審査会の意見を聞いた上で処理をするというふうなことを考えております。苦情につきましては、いろんなものがあるかと思いますが、非常に軽易なものから制度の根幹にかかるような重要なものまで幅広い苦情が考えられると思うのですが、軽易なものにつきましては、第一項の規定によりまして迅速に対応しまして、審査会の意見を聞くまでもなく苦情処理ができるものというふうに我々は考えておりますので、よろしく願いいたします。

○十四番（野田紀子君） では、よろしく願いします。

次に、条例第二十八条で出資法人等の情報公開の推進に関するところがありますが、この市が出資する法人というのはどのくらいの数あって、実施機関が定めるものの情報公開をするという、その「実施機関が定める」というのは、どういうふうに決めて、それでどんな法人をこの中に入れようとしておられるのか、教えてください。

○総務課参事（浜口善友君） お答えいたします。

まず御質問の第一番目でございますが、市が出資する法人はどういったものがあるのかというふうなことでございますが、出資の比率が１％に満たないものから一〇〇％まで、約四十法人ございます。条例の二十八条の第一項の規定で「実施機関が定めるもの」ということでございますが、これは今議会で議決をいただいた後に、要綱でこの法人を定めたいというふうに考えております。

具体的にはどういう法人になるかということでございますが、市が資本金などの二分の一以上を出資します出資法人に対しまして、現在七法人ほどございますが、この法人を要綱の中で定めたいというふうに考えております。この七法人につきましては、議会にその経営状況の報告書類を提出しなければならないという法人でございまして、さらに市長が予算執行の適正を期すために、調査権を有する法人でもございまして、そういった七法人につきましては、具体的には別府市の土地開発公社とか財団法人の別府市総合振興センターとか以下七法人ほどございますが、そういったことを要綱の中で定めたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） これを要綱で定めるということでありまして、今予定しているこの七法人の対象を広げるというお考えはないでしょうか。

○総務課参事（浜口善友君） お答えをいたします。

出資法人につきましては、条例の直接の実施機関とすることについては、三つほど問題点がございまして、非常に難しい面がございまして、まず一点目につきましては、市と別の法人格を有する法人でございまして、その法人に対しまして情報公開を義務づけることが非常に難しいと。二点目は、法人の設立の根拠になる法律、例えば土地開発公社で申しますと、公有地の拡大の推進に関する法律などがその設立の根拠になるわけですが、そういった法律がそれぞれの法人に付与した権利・義務の範囲を越えることで今条例を制定することがどうなのかというふうな問題もございまして、三点目が、それぞれ法人が独自に意思決定機関を有してございまして、今、独自性とか自主性とか、それぞれの法人の自主性・独立性を尊重しなければならないというふうなことの三点ほどの問題点がございまして、別府市のこの条例の中の直接の実施機関、条例の適用を受ける直接の実施機関にすることについては、問題がございまして、

そこで、対象の範囲を広げるということについていかがかというふうな御質問でございますが、先ほど御説明しましたとおり、議会には経営状況を説明しなければならないということと、市長が調査権を有しているということで、財政的にも非常に市と関連の深いものをこの対象に加えたいということで考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○十四番（野田紀子君） この出資法人に関する条例が、努力規定になっておりますので、その出資率にかかわらず法人の独立性が守られるのではなかろうかと考えます。五〇％の出資といいますと、市が出資している法人のうちの一七・五％になります。市民の暮ら

しに関係の深い事業を担当している法人もあるということを考えますと、この要綱で公開の範囲をわざわざ狭めることはないと思いますので、さらにこの出資法人の範囲を広げるということの御検討を、もう一度お願いしたいと思います。

新しい条例の字句の細かいところをいろいろ言ったようにあるのですけれども、その字句の細かいところはさておきまして、国に先立って地方自治体の市の情報を市民に公開するというのを、前の条例ですでにこの別府市は決めておったわけですね。その条例をさらに改善するというのが今度の条例でありますし、市民の知る権利を尊重する立場から、これからはしっかり運用されることをお願いしまして、議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

○七番（猿渡久子君） 一般会計補正予算の十九ページ、保育所入所に要する経費の追加額について、説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

保育所入所に要する経費の追加額といたしまして、七千五百四十三万九千円を計上させていただいております。これにおきましては、市長の提案理由の中でも申し上げましたように、保育所の入所児童の定員ということを拡充する、そして待機児童の解消を図るという御説明も申し上げました。

この中で、まず報償費でございますが、保育料の徴収事務謝礼金として十万円を計上いたしております。これにおきましては、民間保育園に対して一件百円という形で事務の謝礼金を支払っております。約千件でございます。それについての追加額十万円でございます。

また、保育園の運営費負担金につきましては、保育所の運営費の委託部分でございますが、当初、私も、十四年度では定員、民間保育園十五園に対しまして千五十名の定員がございまして、西野口に一園六十名定員が拡充をされまして千百十名という形の昨年度の決算見込み、一一三%で要求をいたしました。入所児童の増加に伴いまして、民間園三園で四十五名の増、そして、ことし十月から産休明け保育の事業もございまして、そういうことで三十名の定員増ということで、昨年と比較しまして百三十五名の定員増をさせていただきました。これに対しまして七千七百七十五万二千円ということで、この運営費の補正後の額にいたしましては十二億八千七百万程度になるということでございます。

また、償還金利子及び割引料につきましては、平成十四年度事業の国・県の償還金として三百五十八万七千円を計上させていただいたところでございます。

○七番（猿渡久子君） 今の説明の中で、保育料の徴収事務謝礼金一件百円ということだったのですけれども、今、保育料は現金で保育所に持っていっている。袋に入れて現金を持っていっていると思うのですけれども、学校の給食費とか授業料とかも、今ほとんど引

き落としになっていますけれども、保育所の保育料も、現金では管理が大変だし危ない面が心配されますので、引き落としにできないか、口座振り替えができないか。その点はいかがでしょうか。

それと、今、産休明けを十月から始めたということがありましたけれども、これは私は以前から産休明け保育を実施してもらいたいという保護者の方、お母さん方の声を伺っておりまして、この議場でもそういう質問をした経緯もありますけれども、これは別府市で初めてですよね、産休明け保育を始めたというのは。大変喜ばしいことだなと思います。今、不況の中で育児休業が取れない方、取らない方もいると思いますので、大変喜ばしいことだと思いますので、今後さらにこの産休明け保育、広げるべきだと思いますが、その辺の見通しはいかがでしょう。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、保育料の口座振り替えという件でございます。

現在時点におきましては現金でお預かりをし、納めているというのが現状でございます。保育料の口座振り替えにつきましては、授業料とかまた給食費と違いまして定額ではございません。保育料につきましては、現在、階層的に十一階層、それぞれ料金が違います。また三歳未満児、三歳児、四歳以上児ということで、またここにもそれぞれ保育料の料金が違っております。そういうことから口座振り替えをする、非常に難しい部分もございましたが、私も口座振り替えにすべきという気持ちを持っておりました。十一月十二日の保育料の階層見直しの中で御報告をさせていただきましたが、新年度から情報推進課それからまた私どもの担当職員、一生懸命努力をしていただきまして、口座振り替えをする方向で今、事務手続きをいたしております。四月から口座振り替えをするということで、現在予定を進めているところでございます。

また、それから産休明けにつきましては、今後需要といたしますか、こういう部分を十分に精査しながら、拡充していく必要があればまた取り組んでいきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 保育料については、来年四月から口座振り替えができる見通しだということで、保護者の方の便宜も図られますし、安全面でも改善されると思いますので、大変喜ばしいことだと思います。

次の二十ページ、〇三〇三市立保育所の保育に要する経費の追加額について、説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

市立保育所の保育に要する経費の追加額といたしまして、八百七十五万三千円を計上いたしております。これも、先ほど御説明いたしました民間保育園同様でございます。私ども、定員五百五十五名に対しまして、年間一〇五%ということで六千九百九十三名――延べ児童でございます――これで予算要求をいたしております。現在、決算見込みで延べ児

童数七千五百二名、率にしまして一一・六％という入所児童の増加に伴いまして、賃金、臨時職員の賃金、それから消耗品につきましては、基本単価に増加した児童分、それから光熱水費等におきましては決算見込み、それから賄い材料につきましても、基本額に人数で要求をさせていただいております。また手数料につきましては、臨時職員の検便の検査料でございます。

○七番（猿渡久子君） 公立保育所の入所率が一一・六％ということですが、入所がふえた理由はどのように考えていますでしょうか。

それと、待機児童が今の時点でどのくらいいるのか。公立と民間でどのくらいいるのか、教えてください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

ふえた原因ということでございますが、今年度から公立保育所が、これまで開所時間午前七時半から午後六時まで、これまでは午後五時三十分までということでした。この三十分間の延長が、非常に保護者に対して入所の要因になったのではないかなという思いをしておりますし、また全体的な公立、民間含めて入所者が増加しているというのも要因であろうと思います。

それから待機児童の数ということでございますが、申し込みがあってもまだ入れないという方につきましては、十二月一日現在、公立保育所で五十名、民間保育園で百十四名、合わせて百六十四名でございます。

○七番（猿渡久子君） 保育時間を延長したことで入所率が上がったということですが、やはり今、そういう努力をする中で待機児童の解消がだんだん図られてきているけれども、なお公立で五十人、民間で百十四人の待機児童がいる。そういう中で、やはり今後さらに引き続き保育サービスの充実だとか保育時間の問題などで努力をしていただきたいと思うわけですが、先ほど、民間の保育所で乳児保育をことしの十月から始めたということだったのですが、公立保育所ではまだ産休明け保育というのはやってないと思うのですが、今は何カ月から受け入れているのか。やはりお母さん方の声の中に、公立保育所でも産休明け保育をぜひ実施してもらいたいという声もお聞きしておりますので、今後、公立保育所でもゼロ歳児保育の受け入れを早い時期から、産休明けから受け入れをする努力が要るのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今の産休明け保育につきましては、預ける保護者側、それからまた預かる保育園側という部分のお互いの総意といいますか、そういう部分がないと、非常に小さな子供さんという部分、危険を伴う部分もございます。公立保育所につきましては現在、保育所の再編計画という中で施設的なスペースもなかなかございません。ベッドを置く広さとか、いろいろそういうもろもろの条件が、まだ公立では今整ってないという現状でもございます。今後の状況また保護者の皆様方の要望等を十分勘案する中で、公立においてもそういう時期

が来れば、まず是对应していかなければならないというふうな思いを持っております。

○七番（猿渡久子君） では、歳入の部分の八ページの保育所負担金の追加額について、説明をお願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

歳入の部分につきましては、保育所負担金の追加額ということで、合計で一千七百九十三万二千円を計上させていただいております。これにつきましては、上段が、これは公立保育所の保育料の追加額、また下段が民間保育園の追加額でございます。これは、もう先ほど歳出でも御説明を申し上げましたが、入所児童増加に伴いまして、保育料の収入の積算見込みという形で計上をいたしております。公立におきましては、この決算見込み約八千四百万、私・民間にいたしましては二億三千六百万、合わせまして約三億二千万程度の保育料収入になるというふうに今考えております。

○七番（猿渡久子君） 保育料の件では、保育料の改定についての調査会の資料もいただいておりますけれども、今、非常に生活が厳しい中で少子化対策、子供を産み育てやすい環境づくりというのが求められている中で、保育料が、この調査会の資料を見ましても、上がる階層が多いですね。特に所得が少ない階層の方の保育料が値上がりをする。一部安くなる人もいますけれども、それはごく一部の人であって、はるかに保育料が上がる階層の方が多い。その点は、この不況の中、生活が厳しい中で特に低所得の階層が値上がりをするというのは、問題があると思います。その点、やはり子育て支援を進めている中で逆行すると私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

これは、去る十一月十二日に調査会を開催し、議会の委員の皆様方に御報告をさせていただきました。この保育料につきましては、あくまで私どもは、保育料を値上げするという基本的な考えではございませんで、平成十二年度段階で別府市の保育料が十九階層ございました。国の階層、国の基準におきましては七階層ということで、国の補助事業ということから、県下各市も大分市の八階層を除いてすべて七階層ということになっています。別府市は十九階層あることから、これを計画的に年次計画の中で、まず国の階層、七階層に合わせていきたいということで、十二年の十一月に最初のこの改定に伴います調査会を開催しまして、十九年度までに七階層にするという計画を御提案申し上げました。現在、今回四年目ということになりますが、やはり階層を縮小するという中で上がる方、下がるという方がございます。この調査会の資料の中でも私ども、資料として出しております。十四年度決算におきまして、国の示す基準の五九・五八％、約二億一千万を保護者にかわっての一般財源の支出ということとなっております。議員さん言われましたように、非常に経済状況の厳しい中という部分は十分わかっておりますが、市としましても、やはり入所児童の増加する中で、やはり待機児童の解消ということで定員増の見直し、こういう部分も進めております。そういうことから、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っ

おります。

○七番（猿渡久子君） 国の基準よりも安いとか、他都市に比べて安いとかいうことを言われていますけれども、生活実感から言って、この時期に特に低所得の家庭が値上がりをするというのは、やはり子供を共働きの中で育てる中で大きな負担になる、そういう問題点が非常に大きいということを申し上げて、質問を終わります。

○二十七番（内田有彦君）（発言する者あり）「もういいぞ」の声が多いので、（発言する者あり）本当に私が今から質問する問題は、当該委員会にも属する問題ですから、そう長くは申しません。ただ、基本的な問題をきちっと行政として整理をしながら、下水道の使用料値上げというのは、何を目的としておるのか、どうなのかということの方角づけをした中での改定というものがなくては、ユーザーとしては、例えばその基本になるのが、上水道の水量をもってそれが即下水道料金にはね返るわけですから、当然上水道というのは飲んだりいろいろするけれども、下水道というのは早く言ったら雑排水も含めたそれが、何でそんなに上がるのかということになってくるのです。その辺は行政、市長もですけども、よく勉強していただいて、そして下水道は今のような状態にしておれば、毎年毎年――毎年ではないけれども――同じことを繰り返す。先ほどもだれかの答弁でいみじくも言いましたけれども、これは平成八年に三四・八％、小さい額ではないですよ、そのとき改定しておるのです。ところが、もう今回、それは当然上水道もしたのですけれども、今回またさらに一〇％、合わせると四四％の改正する。なぜせねばできんかというのは、これは基本的にやはりこの下水道に対する普及の問題があるのですよ。私は、上下水道を含めて基本的な考え方は、その事業が熟成をしたときには、これはやはり地公法適用団体として本当に受益者負担を原則としながら、そこでなるだけ低料金、高サービスというのですか、それが基本であると思うのです。ところが、ここでやっぱり問題は、これは一地方自治体はなかなかできんという、つまり国の、先ほどどなたか議員が言っていましたけれども、国土交通省のとももと下水道政策そのものがきちっとしてないからこういうことになるので、本来やはりそういう事業というのは、熟成をする段階まではきちっとしたインフラというのですか、つまり下水道のメイン水道、それにかかるすべての部分については、これは使用料に転嫁してはならん。あくまでも使用料に転嫁するのは、熟成をしてないのですから、片一方はインフラ的な存在としてやっぱり投資をしていく。片一方については、やっぱりある程度その受益があるのですから、応分の受益負担、これがやっぱり原則となります。

当然あなた方は、その原則論に従ってやろうとしておるのですけれども、これね、ちょっと言いますけれども、現在もう三百七十七億六千万も投資しておるのですよ。今回は、四年間に四十七億七千万のさらに投資が必要です、そういう計画ですと。現状からすると原価が百二十八円、売価が九十六円、だから当然その差が出るから、それについては一般の税金から持ってくる、これにはちょっと不公平さが生じるから、その辺を応分の負担

という格好ですから、基本的には私はやむを得んかなと思っっているけれども、問題は、この普及率が上水道並みと言えませんが、下水道ですから、少なくとも熟成する段階、これが五八%から、九〇%か九五%か、その辺までしなくては、今の五八%の中での、さっきあなた方の答弁を聞くと、そのうちの接続をして料金を払う人、滞納は別として、それが九〇%ぐらいメイン管をつなげば、十人のうち九人が皆しておるというから、その辺では九〇%というか、これは一〇〇%に向けての努力はもちろん残っております。残っておりますけれども、問題は、この五八・一%ですね。早急にやっぱり熟成するぐらいに、それを早くしなくては、また値上げ、また値上げのこれはイタチごっこになるわけです。それではこの別府市の下水道事業というものは、これは一部の人がやっぱり自分では理屈に合わないようなそういう料金をどんどん強られる。

ですから国土交通省の、つまり一時期とにかくつくれとって、どんどん急がせたときに、そのとき別府市が、それに合わせてざあっと八十も九十もつくっておけばこういう問題は起こらんのだけれども、もともと加盟をするそのものが数が少ないのですから、これくらいどうこうしたって、これはあなた、最終的にはやはりまたその人たちの負担、どうしても損失が出るわけだから、その辺をこの普及率の五八・一%が、今あなた方がずっとするのを見ておると、十九年度までにではどれだけふやすのかといたら、これが六〇・八%までしかふえん。そうすると、それをわずか四年間で二・四%しか普及率がないのです。四年後には六〇%やっとしたと。そうすると、五八・五だから一・五%の人が加入をすると、それが幾らの試算になるか知らんけれども、そんなものも大体試算をして、これは本会議ですから、これは私は当該委員会ですから、本当に受益者負担の原則に基づいて維持管理のみを料金として付加転嫁しようとしておるのか。その辺はそうではなくては少し幅を、十が九にできんのかという論議になりますけれども、その論議は横に置いておきますけれども、要は、これをやっぱりどこまで一体あなた方はしようとしておるのか。今のこの五八・.....、この説明は「一」と書いてある。これは「五」となっておるけれども、どっちが本当か知らんけれども、いずれにしてもそこはどっちが本当でも構わんけれども、これを八〇にするのか、九〇がこれが升いっばいなのか。それには今どういう、今からそれは投資をしていかなければ、いつまでたっても一部の人の料金でどんどん負担するわけです。そしてまた税もつぎ込む。そうすると、そこにはやっぱり行政の怠慢まではいかんけれども、不公平さがありますよ。だって、下水道を使わぬ人が、税をもって逆に赤字補てんを下水道の特別会計にするわけだから、その点はどうするのかと。将来、下水道はどういう方向で普及率をしていくのかということをしちっとせんと、これはもう四年でたった二・四%の普及率というのは、「あなたたちはまじめに考えておるのですか」と言いたくなるのです。さりとて、これには当然、国の莫大な補助あるいは起債とかいろいろなものがついてきますから、それはここでどうのこうのにはならんわけですが、しかし、それを少なくとも国の失策――私は、「失策」と言えるのですけれども――そこ

ら辺を何ぼまで何年間にやるのだという指針等は、あなた方は持っているのかどうか、それをお聞きしたい。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

まず、熟成するまで使用料に転嫁するべきではないではないかというような一点目の御質問でございます。

現在、別府市の公共下水道は、今御案内のとおり五八・一％でございます。これは、現在のところ計画人口といたしまして十二万三千八百四十人で、現在の戸数といたしまして二万五千九百九十一戸が接続しているという状況でございます。

○二十七番（内田有彦君） 私は、そういうことは委員会で聞きますから。（発言する者あり）いや、だから基本的にはそれは部長段階で答えるのは難しいかもしれん。助役、市長ぐらいの答えがこれは要と思うのです。というのは、五八・一％を何ぼまで数値をしながら段階的にはどうするのですかと。そうでなくては、いつまでたたってこんな言葉の繰り返しですと言うのだから。その辺は今の場で答えられんなら、少なくともこれを値上げするときには、これは平成十九年は一応六〇・八％と、その辺のスピードはどうするのだという格好をしながら、やっぱりその辺の基本的な指針をとにかく出した上で、当面これだということをしてひとつ要望として、なかなか答えきらんようだから、要望として何か質問をして、終わります。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分については、お手元に「議案付託表」を配付しておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時五十八分 散会